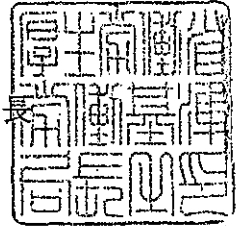


基 発 0 8 2 1 第 1 号
平 成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
芦澤 和人 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

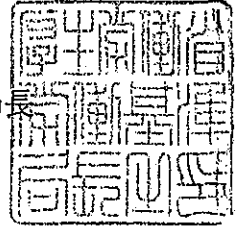
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

717
基 発 0. 8 2 1 第 1 号
平 成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
阿部 直 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

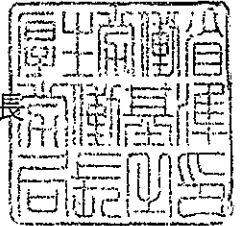
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平 成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
宇佐美 郁治 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

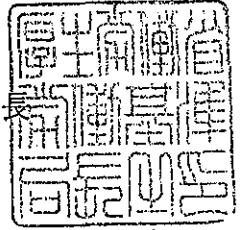
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平 成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
岸本 卓巳 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

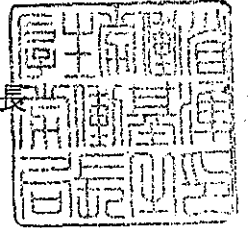
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
木村 清延 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

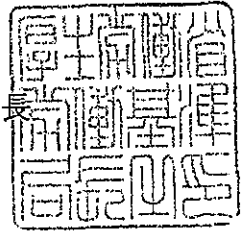
記

- 1 日 時 平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金）
午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 1 6 階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
坂谷 光則 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

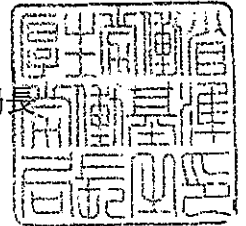
記

- 1 日 時 平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金）
午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 1 6 階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
高橋 雅士 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

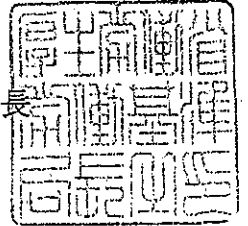
記

- 1 日 時 平成 2 6 年 9 月 1 2 日（金）
午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎第 5 号館 1 6 階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
長尾 啓一 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

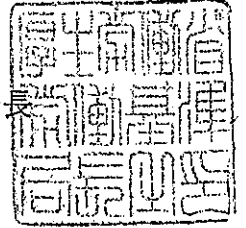
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平 成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
東 敏昭 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

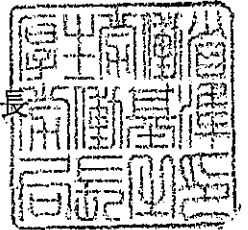
記

- 1 日 時 平成26年9月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

基 発 0 8 2 1 第 1 号
平成 2 6 年 8 月 2 1 日

中央じん肺診査医
三浦 元彦 殿

厚生労働省労働基準局長



中央じん肺診査医会の開催について（通知）

標記会議を下記のとおり開催いたしますので、御多用中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日 時 平成26年7月12日（金）
午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 厚生労働省労働基準局第二会議室
（東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館16階）
- 3 議 題 （1）じん肺管理区分決定に係る審査請求事案の審査について
（2）石綿健康管理手帳交付に係る審査請求事案の審査について
（3）その他
- 4 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
電話 03-5253-1111 内線 5495
担当 吉成

平成26年度 第3回中央じん肺診査医会

平成26年9月12日

14:00 ~ 16:30

厚生労働省労働基準局第2会議室

議 事 次 第

1 不服審査

(1) じん肺管理区分に関する審査

(第1号事案～第11号事案)

新規 10件

再審査 1件

(2) 船員健康管理手帳の交付要件に関する審査 1件

2 その他

資料1 (じん肺管理区分決定不服審査の一覧)

資料2 (じん肺管理区分決定不服審査の個別概要)

資料3 (船員健康管理手帳交付審査の一覧)

資料4 (船員健康管理手帳交付審査の個別概要)

参考1 (じん肺管理区分審査請求書等提出資料一式)

参考2 (船員健康管理手帳交付審査請求書等提出資料一式)

中央じん肺診査医会

じん肺管理区分決定に対する 審査請求事案一覧

厚生労働省

審査事案一覧表(じん肺管理区分決定)

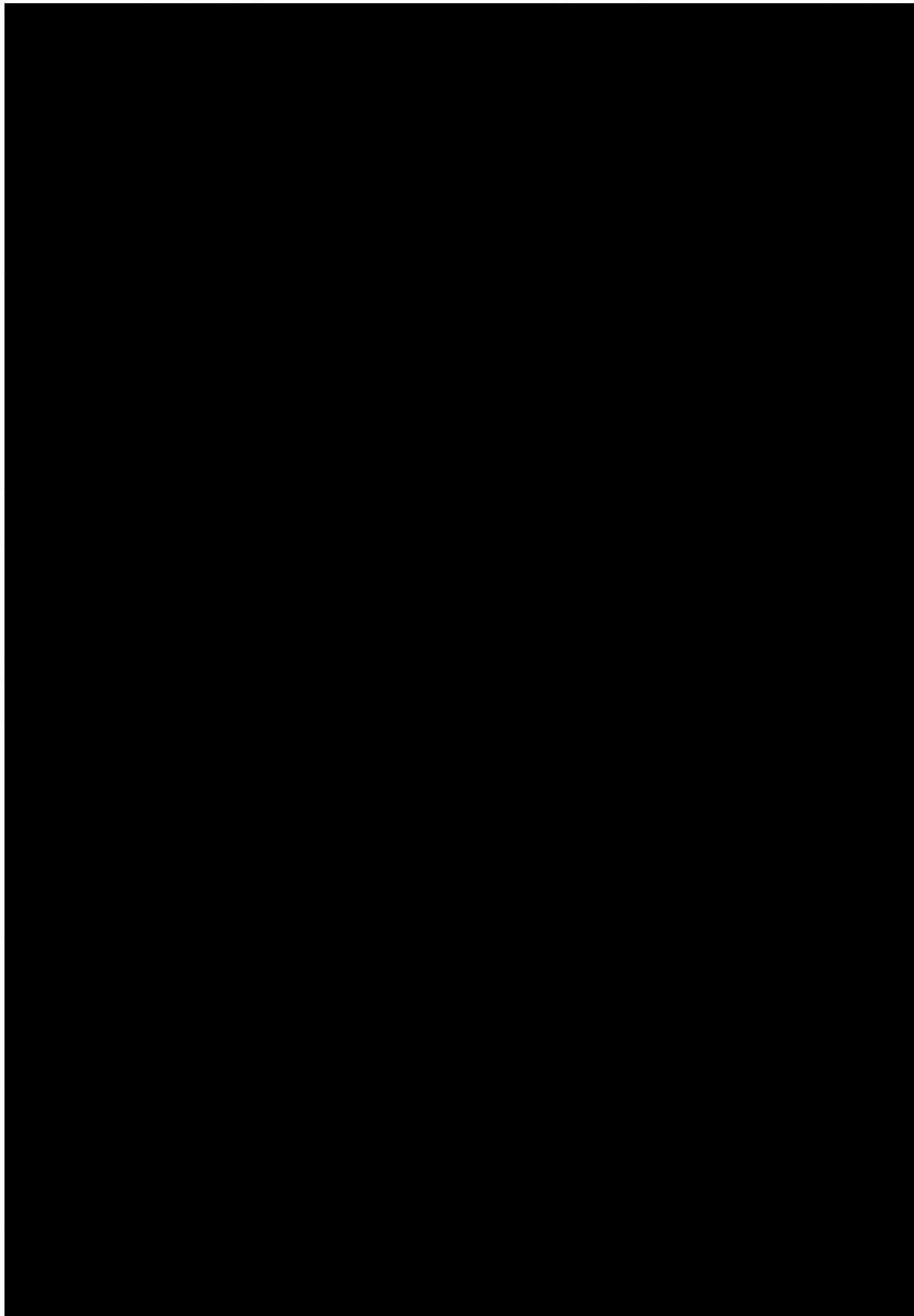
	管理区分決定を受けた者の氏名及び住所	審査請求の内容	処 理 状 況			裁決等	備 考
			管理区分決定申請の年月日及び 原処分決定の年月日とその番号	管理区分決定のじん肺法の根拠 条文(審査請求人等の身分)	審査請求の年月日及び受付年月 日とその番号		
[1]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[2]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[3]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[4]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[5]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[6]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[7]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[8]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[9]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[10]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			
[11]				第15条第3項において準用する 同法第13条第2項 (労働者であったもの)			

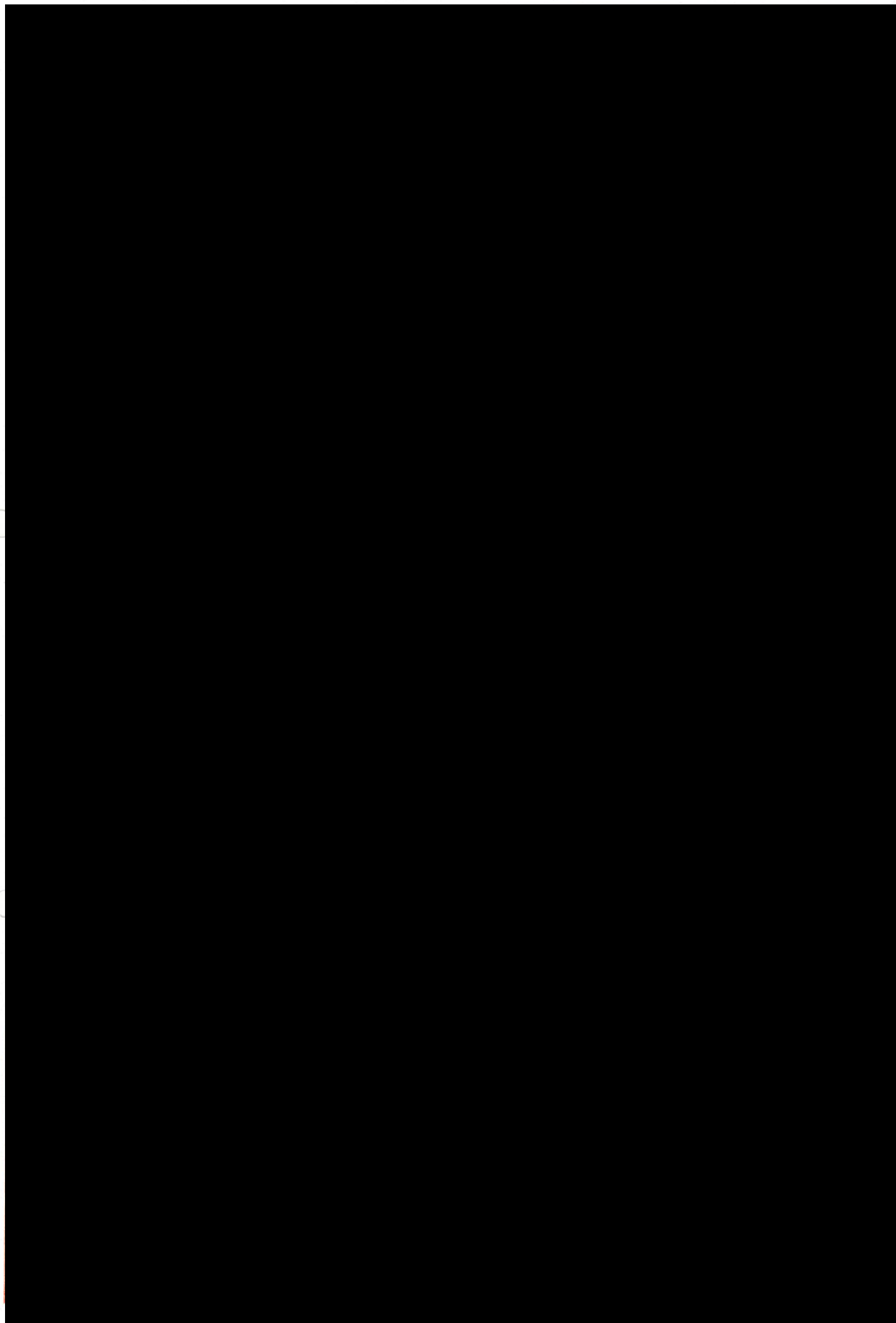
資料 2 : 部内限

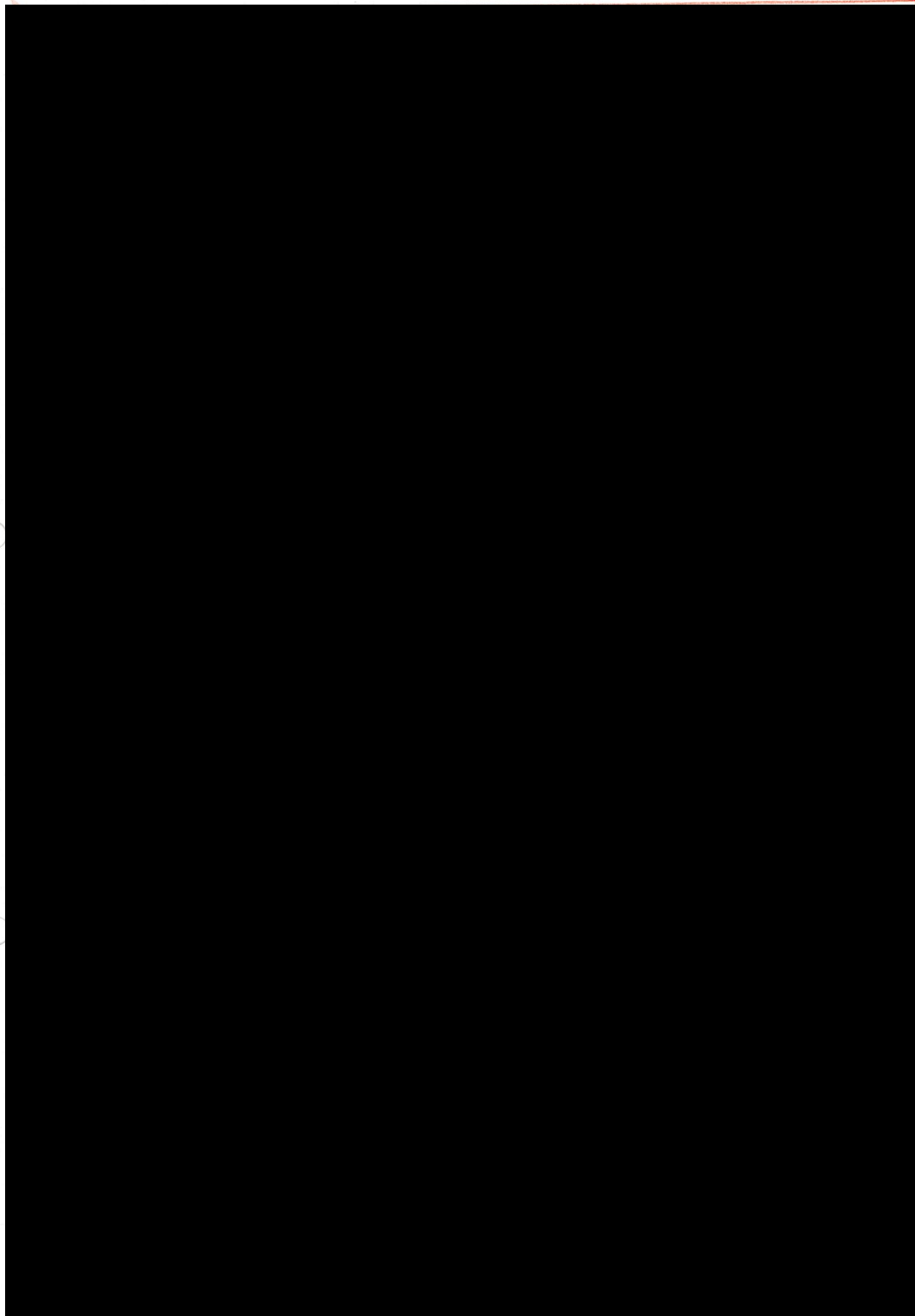
中央じん肺診査医会

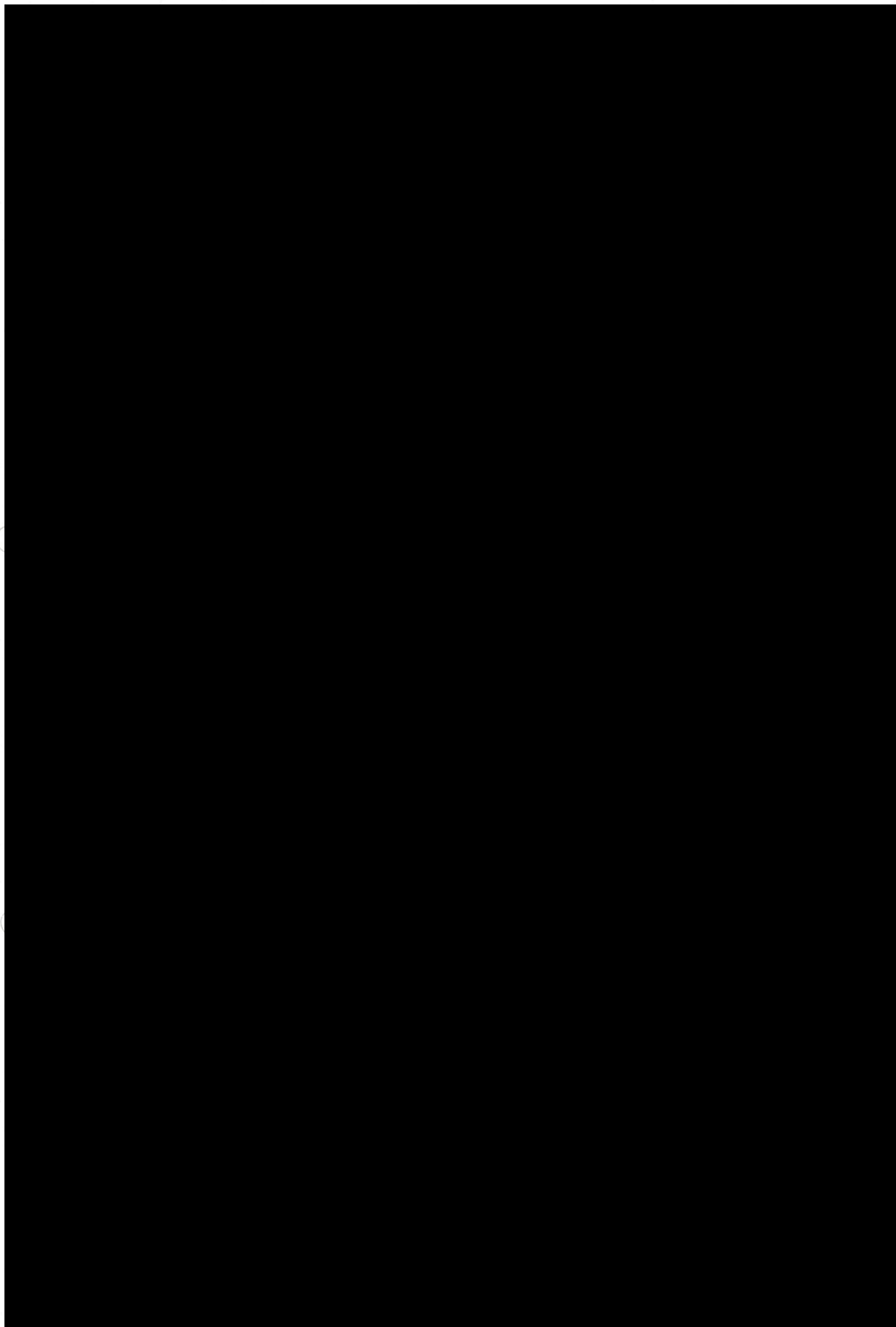
じん肺管理区分決定に対する
審査請求事案概要

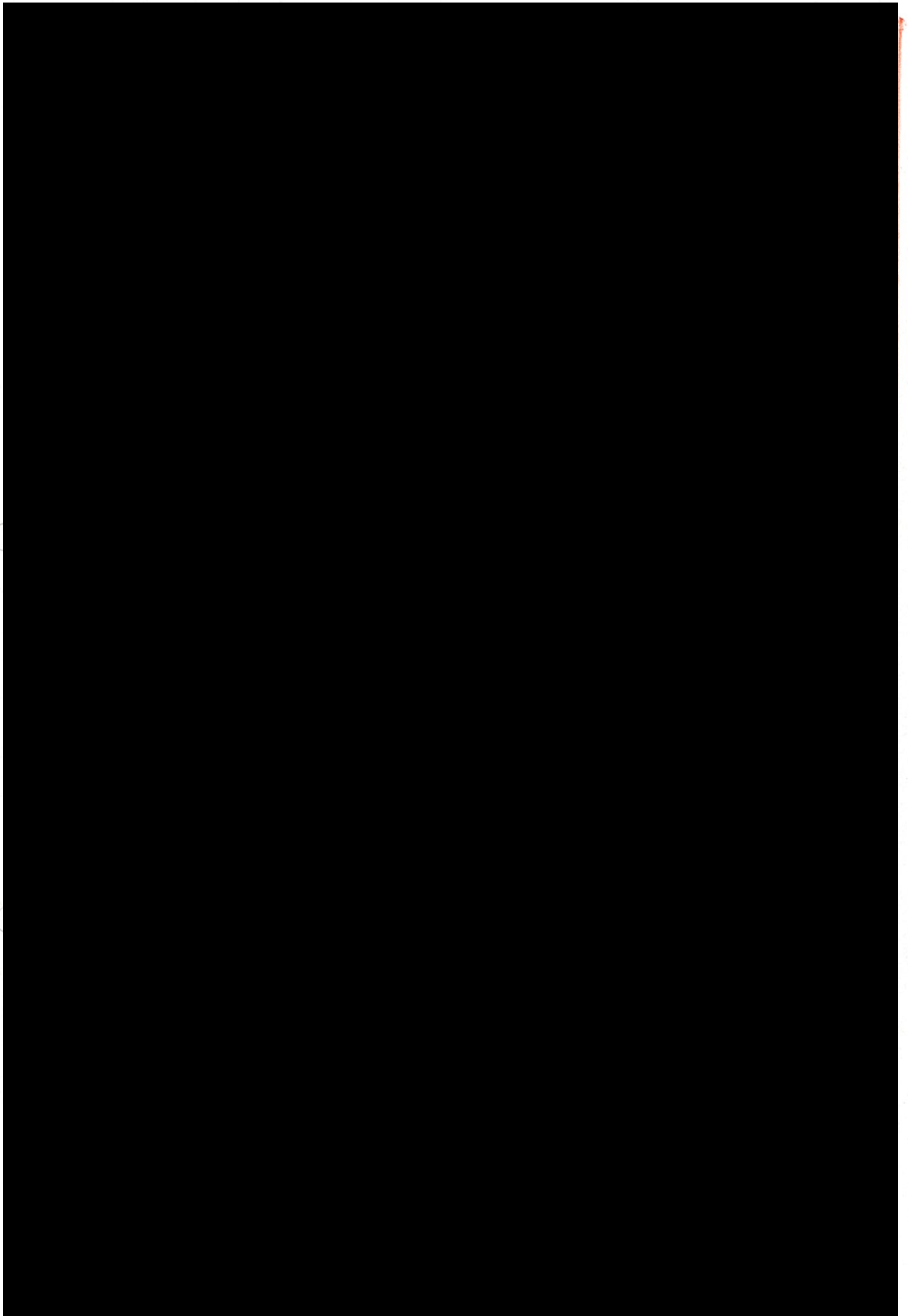
厚生労働省

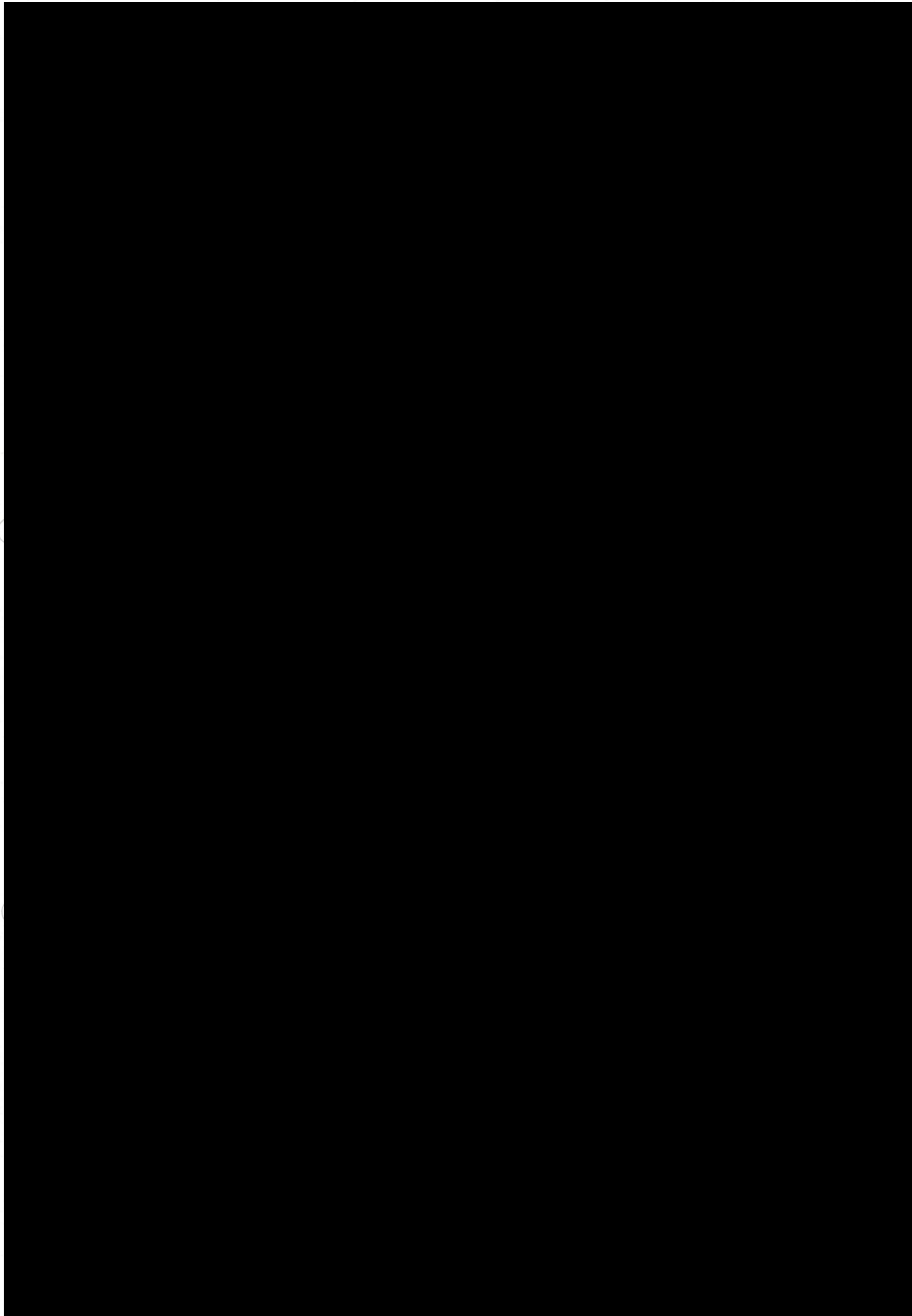








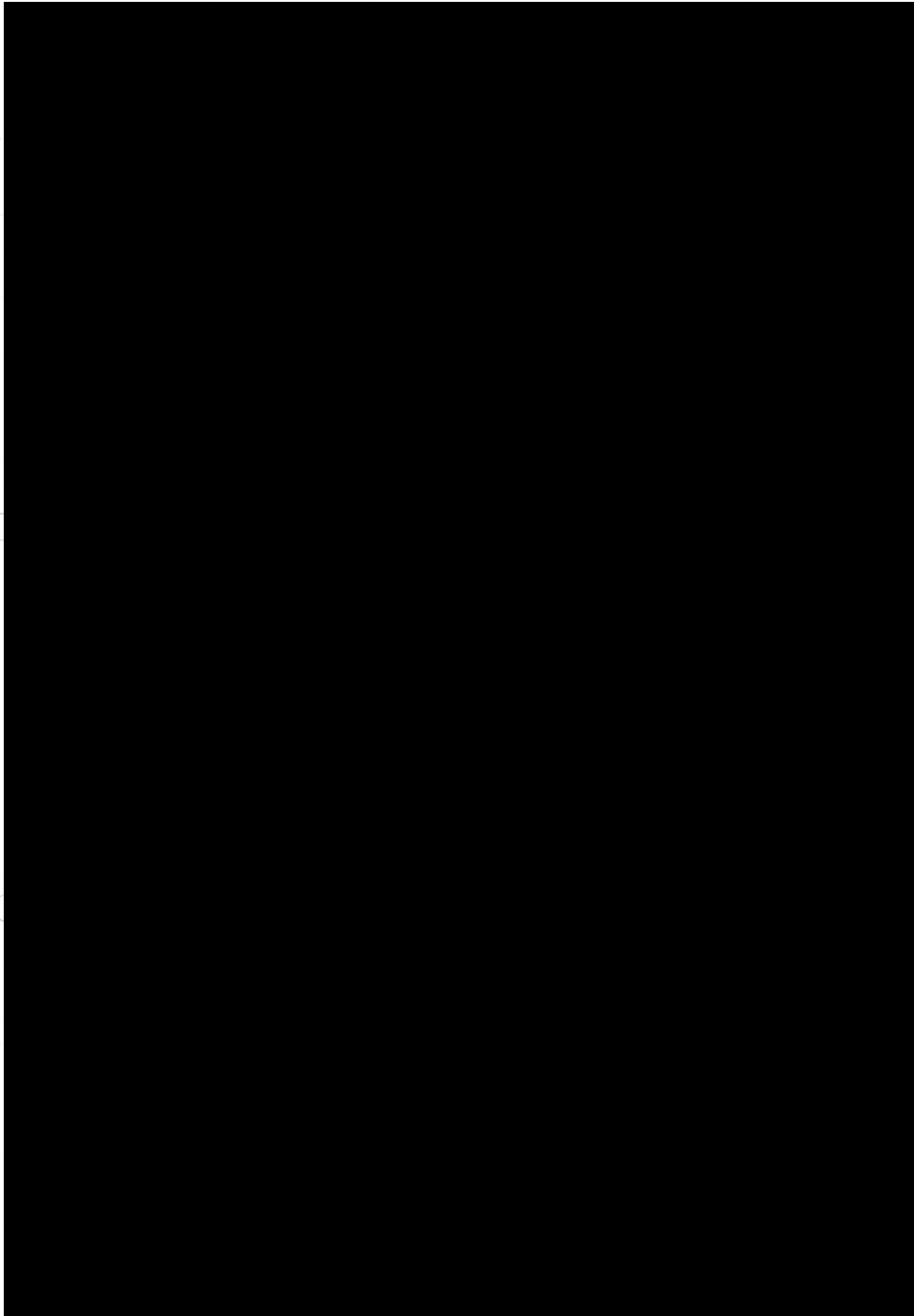




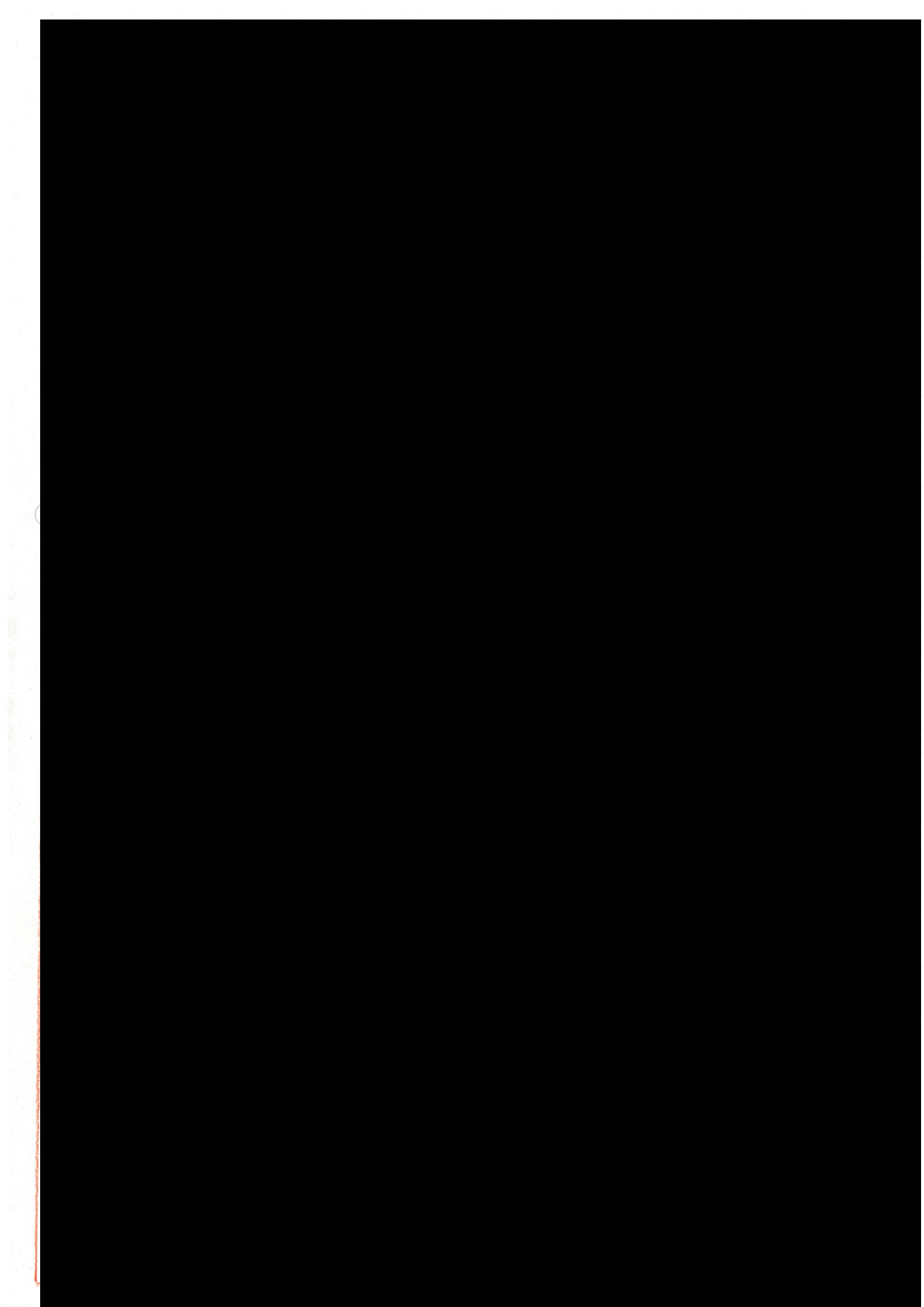
The first part of the paper discusses the importance of the research and the objectives of the study. It highlights the need for a comprehensive understanding of the subject matter and the role of the researcher in this process. The second part of the paper presents the methodology used in the study, including the data collection methods and the analysis techniques. The third part of the paper discusses the results of the study and the conclusions drawn from the data. The final part of the paper provides a summary of the findings and offers suggestions for future research.

The research was conducted in a systematic and rigorous manner, following the principles of scientific inquiry. The data was collected from a variety of sources, including interviews, surveys, and archival records. The analysis was conducted using both qualitative and quantitative methods, allowing for a comprehensive understanding of the subject matter. The results of the study are presented in a clear and concise manner, highlighting the key findings and the implications of the research.

The conclusions drawn from the data suggest that there is a need for further research in this area. The findings indicate that the current understanding of the subject matter is limited and that there are many areas that require further exploration. The suggestions for future research are based on the findings of the study and are designed to address the identified gaps in the knowledge.



[The page contains a large, solid black rectangular area, likely representing redacted content or a placeholder for an image.]



資料 3 : 部内限

中央じん肺診査医会

船員健康管理手帳交付要件に対する
審査事案一覧

厚生労働省

審査事案一覧表(船員健康管理手帳交付要件)

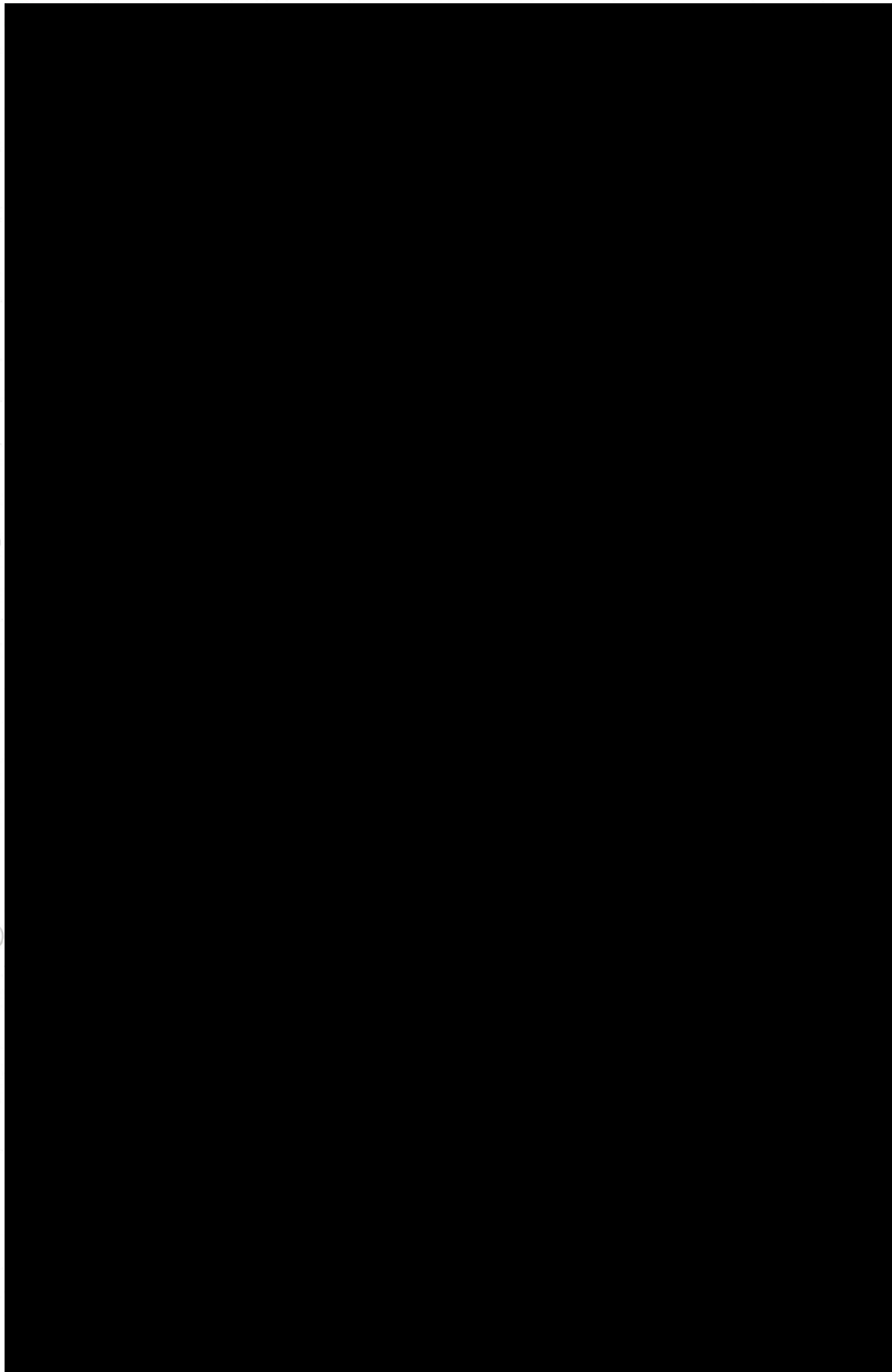
	交付請求をした者の氏 名及び住所	交付請求の内容	裁決等	備 考
[1]				

資料 4 : 部内限

中央じん肺診査医会

船員健康管理手帳交付要件に対する
審査事案概要

厚生労働省



審 査 請 求 書

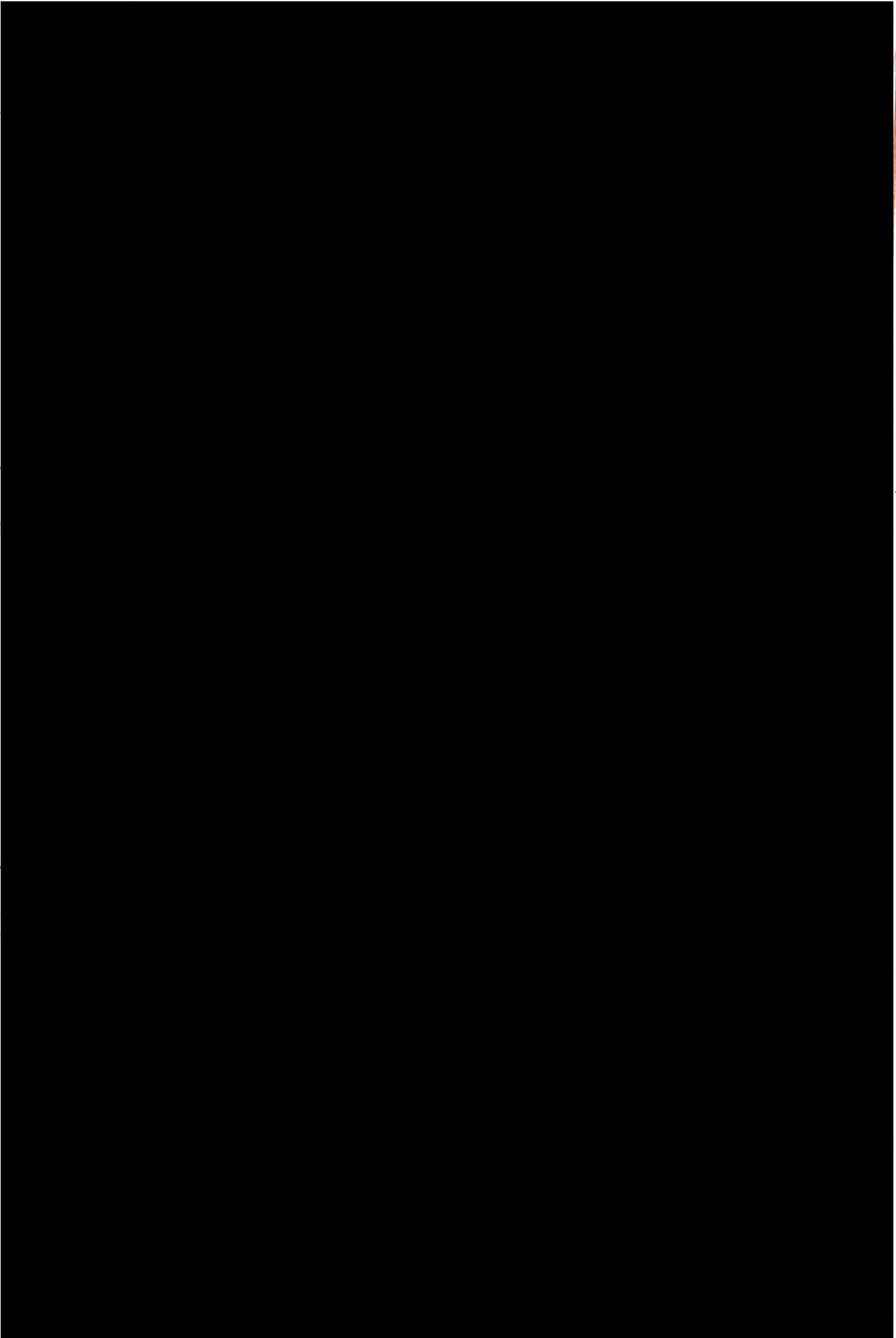
① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の 氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の 審査請求代理人氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県 労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを 知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処分庁の教示	教示の内容	
④ じん肺法第 19 条第 5 項の利害 関係者の氏名及び住所		
添付資料	1 じん肺健康診断の結果を証明する書面 2 その他の参考資料	
平成 年 月 日	審査請求人氏名 上記審査請求人の代理人	
厚生労働大臣 田村 憲久 殿		



じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

備考 第13条第二項の規定によりたばこに関する検査及びエックス線胸部撮影による検査以外の検査を省略したとしても、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。



1. エックス線写真の区分（確認の上、いずれかを囲むこと。）

比較読影に用いた写真（いずれかに○）

- () じん肺標準エックス線写真集（平成 23 年 3 月）電子媒体版
() じん肺標準エックス線フィルム（昭和 53 年）

2. CR 写真確認表（申請者欄に確認した結果を記載すること。） 撮影日 ()

		審査受付条件	申請者
撮 影 条 件			
撮影条件	電 圧 [kV]	110～140	
	焦点被写体間距離[cm]	180～200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後	格子比 12 : 1	
	上記以外の撮影電圧	格子比 14 : 1	
	(2)空間分解能（画素数）		
	フィルムサイズがフルサイズの場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500 以上	
画 像 処 理 条 件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6～2.0 程度	
	中央陰影の濃度	0.15～0.25 程度	
周波数処理	低空間周波数（0 周波数）成分に対して高周波数（0.2cycle/mm 以上）におけるレスポンス	1.0～1.2 倍程度	
そ の 他			
富士フイルム株式会社	回転量（GA）	0.9～1.0	
	階調シフト（GS）	－0.2～－0.1	
	周波数強調度（RE）	0.0～0.2	
	周波数ランク（RN）	4	

判 定 ()
確認年月日 (年 月 日)

平成26年 月 日

労働局長 殿

地方じん肺診査医

医 師

医 師

医 師

意見書の提出について

[Redacted content]

意 見 書

氏 名

生年月日

粉じん作業歴

胸部エックス線写真

平成 年 月 日撮影 枚
平成 年 月 日撮影 枚

C T写真

平成 年 月 日撮影 枚
平成 年 月 日撮影 枚

所 見

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
（第15条第3項において準用する同法第13条第2項）
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の有無	
以 下	余 白	管理1	PR ₀			要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A; B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する() であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏名
通知の諾否	
平成 年 月 日 郵便番号 住所 申請者 氏名 氏名 労働局長 殿	

備考

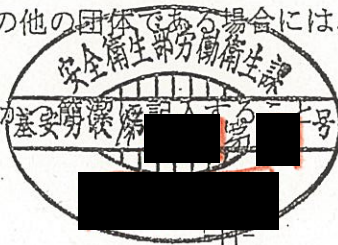
- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知すること。申請者がその事業場に現に使用されている労働者である場合には、記入すること
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」の欄は、印すことに代えて、署名することができる。

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分		
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日		
② 審査請求の趣旨		
③ 審査請求の理由		
処 分 庁 の 教 示		教示の
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
平成 年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 田村 憲久 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的



じん肺健康診断結果証明書

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

(年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110～140 [kV]	
焦点被写体間距離	180～200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能 (画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6～2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0～1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件				申請者の撮像表示条件
ケアストリームヘルス①	Density Shift	-0.3				
	Contrast Factor	1.6~1.8				
	Matrix Size	35~75				
	High Density Boost	0.05~0.1				
	Low Density Boost	0~0.05				
ケアストリームヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ（該当に○）
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア～エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6～1.8	
	強調度	0.1～0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6～1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00～0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00～0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

平成 年 月 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺
管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年 月 日)

(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年 月 日)

記

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出(申請) のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出(申請) に基づき、

じん肺法 第13条第2項(同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。)
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。)

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。)

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。

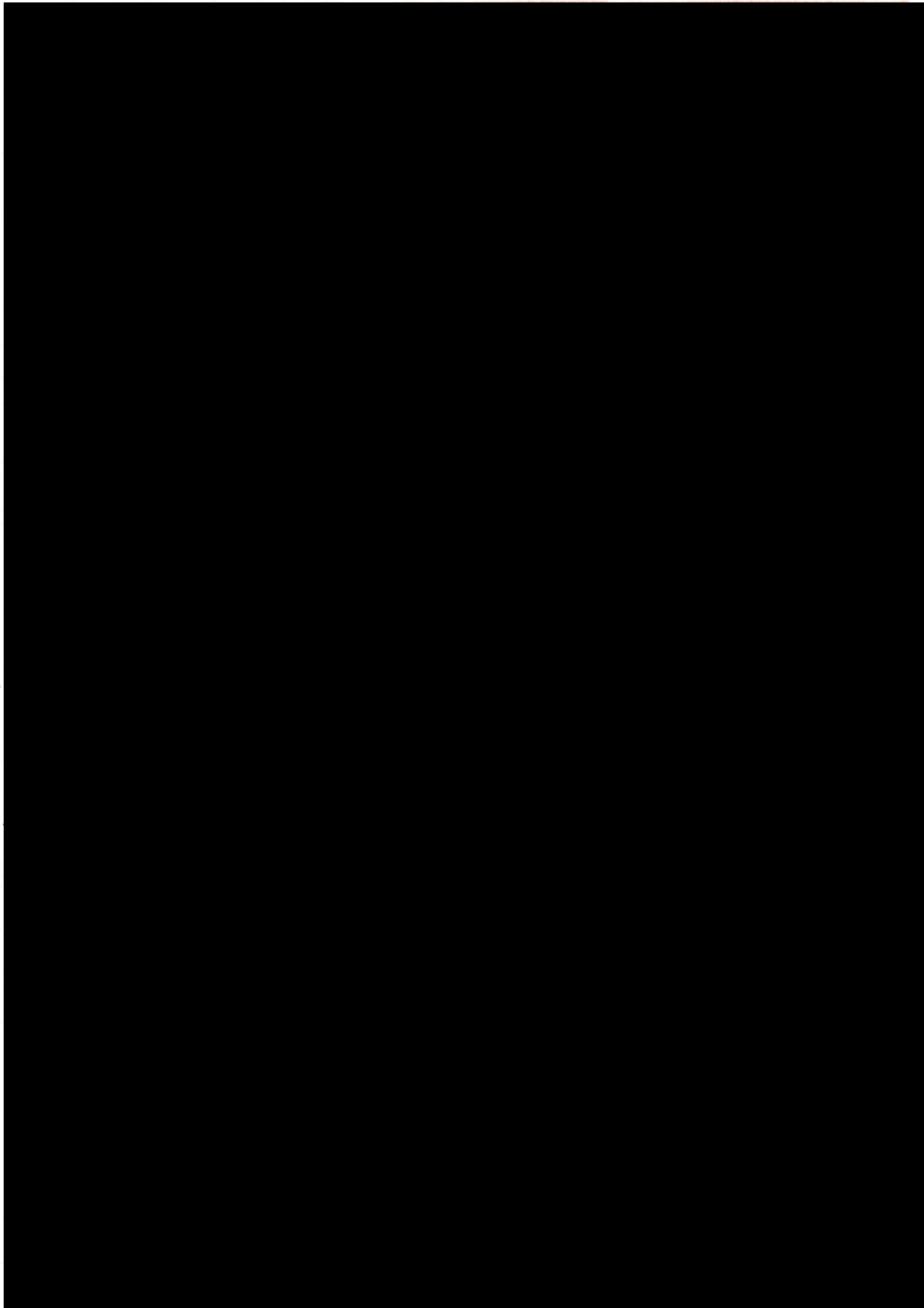
PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

-17-



じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	氏 名
	生年月日

住 所	TEL
-----	-----

粉 じ ん 事業場名	所在地
---------------	-----

じん肺診査経過 処理簿番号	決 定 年月日	申請区分	粉じん作 業 号 別	経験年数	じ ん 肺 管 理 区 分	じん肺健康診断の結果			療養の 要 否	症 状 確 認 日
						エックス線 写 真 の 像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		
	12.15.16			年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	RR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(++)		要 否	
	12.15.16			年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	PR ₀ PR ₄ (A B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(++)		要 否	

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報	
対象者氏名 (フリガナ)	性別 生年月日 年齢 電話番号
住所	健康管理手帳番号

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

審査請求書

- ① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

- ②審査請求の趣旨

- ③審査請求の理由

処分庁の教示

- ④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

資料添付

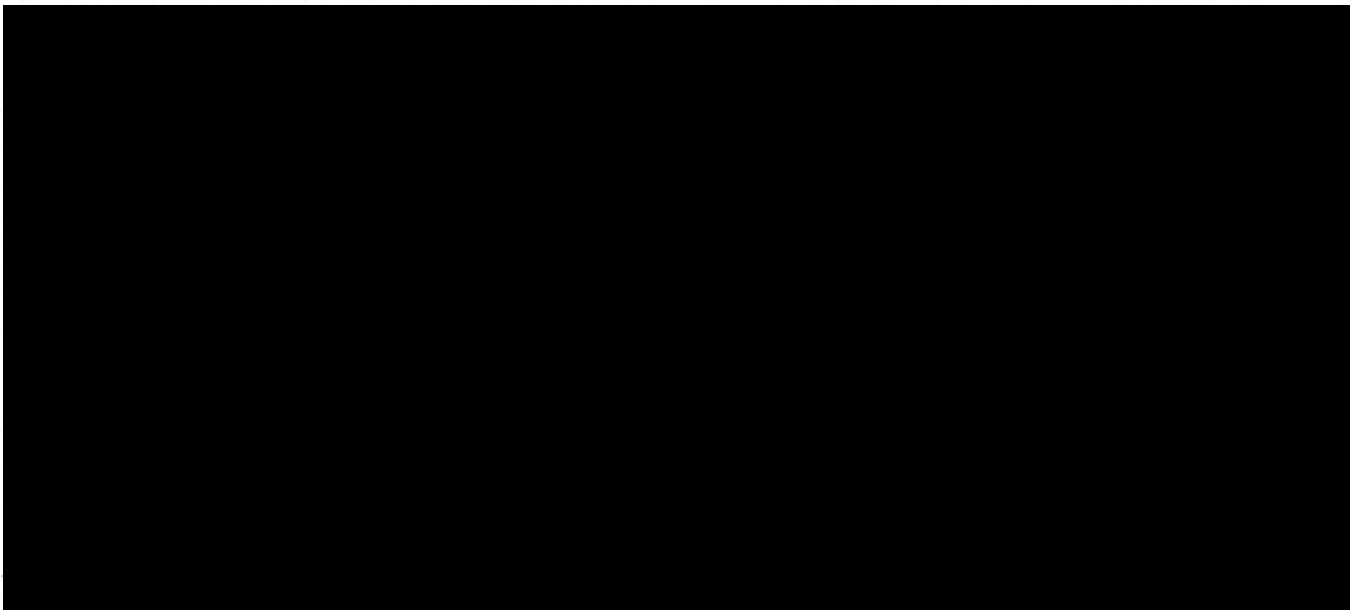
- 1 エックス線写真
2 じん肺健康診断結果証明書

平成 年 月 日

審査請求人 氏名

厚生労働大臣 殿





じん肺健康診断結果証明書

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

() じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140[kV]	
焦点被写体間距離	180~200[cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺審査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件

メーカー	パラメータ	撮影表示条件	申請者の撮像表示条件
コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.0~0.50	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD4	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.50	
	LUT	THX-2	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

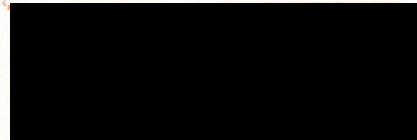
平成  年  月  日

地方じん肺診査医



記

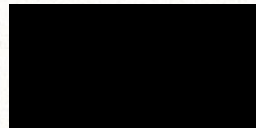
1. 申請者氏名



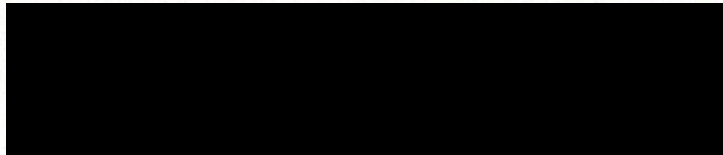
2. エックス写真撮影年月日

平成  年  月  日

3. エックス写真撮影番号



4. 判断理由等



じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて 提出 のあつたじん肺管理区分の決定に関する 提出 に基づき、
申請 申請

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
（第15条第3項において準用する同法第13条第2項） の規定により下記のとおり
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている 合併 症の 名称	

以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR ₁			
		管理3イ	PR ₂			
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

		管理1	PR ₀	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR ₁			
		管理3イ	PR ₂			
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

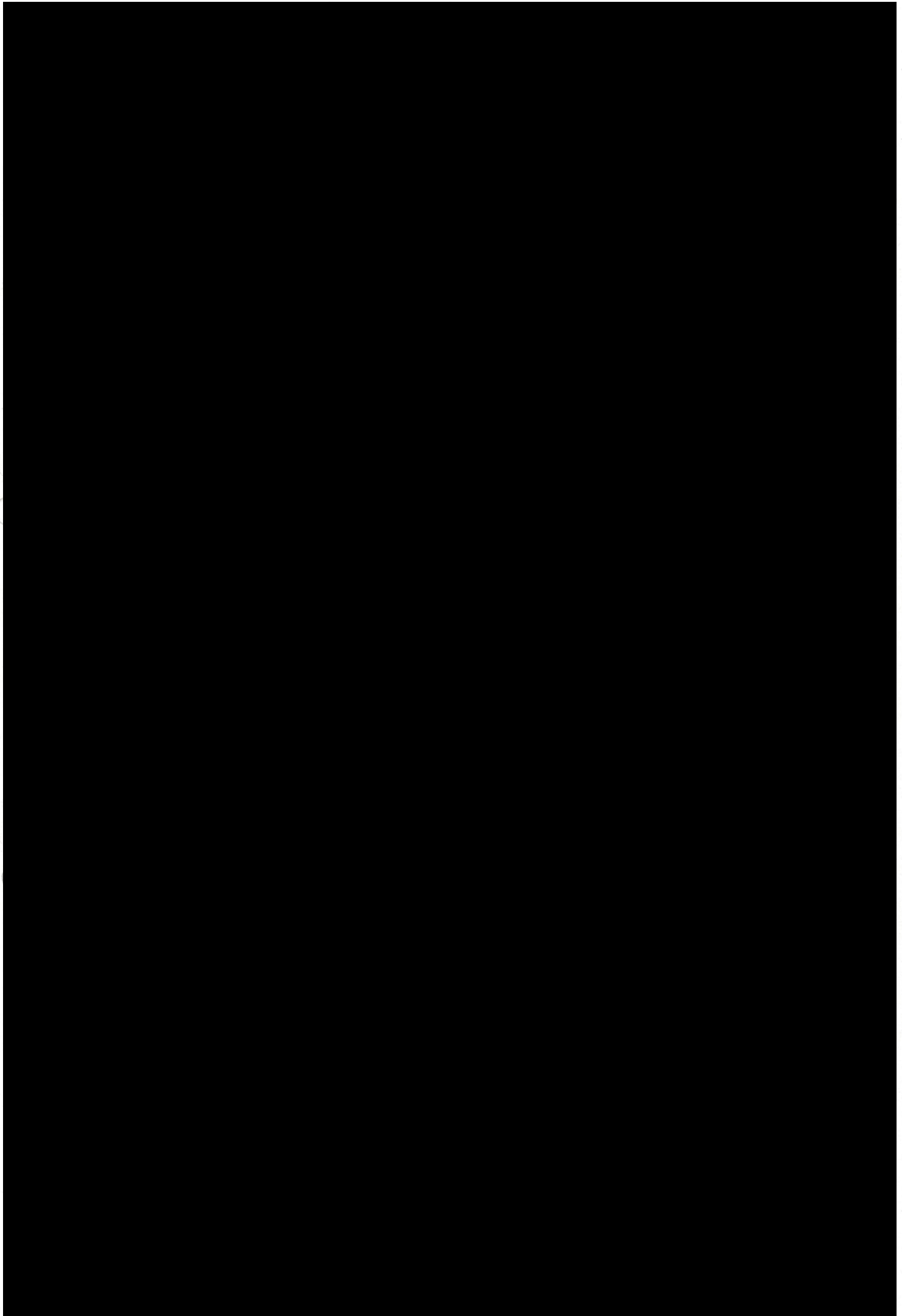
F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

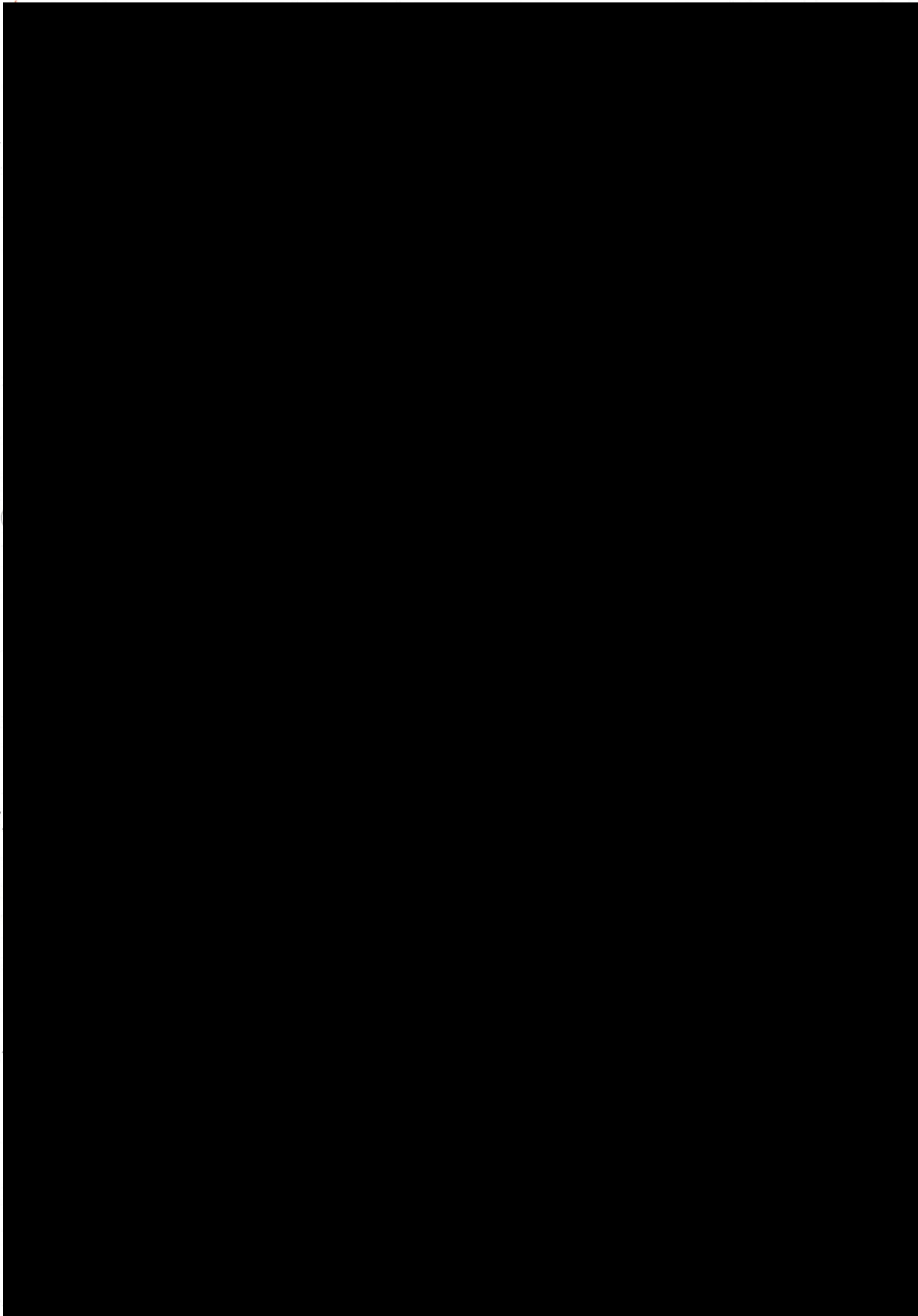
F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
じん肺法第十五条の規定 に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名
事業者の通知の諾否	
平成 年 月 日	郵便番号
	住所
	申請者 電話 ()
	氏 名
	労働局長 殿

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。





検索結果（個人情報）

総件数

個人情報									
対象者氏名						性別	生年月日	年齢	電話番号
(フリガナ)							健康管理手帳番号		
住所									

管 理 区 分 決 定 歴 情 報																
決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	P R	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報			
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の 氏 名 、 年 齢 及 び 住 所		
審 査 請 求 に 係 る 処 分		
審査請求に係る処分をした 都 道 府 県 労 働 局 長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったこと を 知 っ た 年 月 日		
② 審 査 請 求 の 趣 旨		
③ 審 査 請 求 の 理 由		
処 分 庁 の 教 示		教示の内容
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所		
添付資料	1. エックス線写真	枚
	2. じん肺健康診断の結果を証明する書面	枚
	3. その他の参考資料	
年 月 日 審査請求人氏名 厚生労働大臣 田村憲久 殿		

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺診査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
キヤノン①	E	*あるいは1	
	D	*****	
	対応濃度(GCSに続く数値)	17~20	
	コントラスト(上記に続く数値)	14~17	
キヤノン②	強調度	OFF	
	強調周波数	OFF	
	ノイズ低減	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(高濃度)	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(低濃度)	0~3	
	対応濃度	17~20	
キヤノン③	コントラスト	14~17	
	強調度	OFF	
	強調周波数	OFF	
	ノイズ低減	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(高濃度)	OFF	
	ダイナミックレンジ調整(低濃度)	0~3	
キヤノン④	輝度	13~10	
	コントラスト	14~17	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件				申請者の撮像表示条件
------	-------	--------	--	--	--	------------

ケアストリーム ヘルス	※	ア	イ*	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ (該当に○)
	Brightness	3	3	3	3	
	Latitude	-10~-7	-7	-7	-8	
	Detail Contrast	0	-1	-2	0	
	※	オ	カ	キ**		オ・カ・キ (該当に○)
	Brightness	3	3	3		
	Latitude	-10~-8	-10	-4		
	Detail Contrast	1	2	-1		

※ア～キいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightnessは3、Latitudeは-10~-7のいずれか、Detail Contrastは0である必要がある。イ*はDR圧縮・非圧縮とも可、キ**はDR圧縮のみ可。

コニカミノルタ①	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	周波数強調度 (HF)	0.0	
	周波数強調タイプ (HF)	OFF	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.0~0.50	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD4	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.50	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ③	Contrast (C)	119~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	

コニカミノルタ④	Contrast (C)	119~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	
	Tissue Equalization (TE)	0~40/0~20, 0/0	

島津製作所①	W	11500~12500	
	L	8000~6500	
	E	0	

島津製作所②	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN (周波数ランク)	4	
	RE (周波数強調度)	0	
	CRF (鮮鋭度フィルター)	F	

島津製作所③	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB (周波数ランク)	4/G	
	RE/MRE (周波数強調度)	0/0	
	CRF (鮮鋭度フィルター)	F	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

シーメンス旭 メディテック	SF	0/**	
	H	0/**	
	LUT	8	
	W	2300~3300	
	C	1900~2300	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
GE ヘルスケア・ ジャパン①	Contrast (C)	119~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	
GE ヘルスケア・ ジャパン②	Contrast (C)	119~130	
	Brightness (B)	152~157	
	Edge (E)	1	
	Tissue Equalization (TE)	0~40/0~20, 0/0	
東芝メディカル システムズ	WL	1800~2400	
	WW	1200~2800	
	G	07	
	D	0 or AHOL0~AHOL2 (0 or HOL1~HOL2)	
	I (F)	0	
	E	0	
日立メディコ①	フィルター	0~3	
	マスクサイズ	5	
	DRC	0~4	
	γ	3	
	WL	2100	
	WW	3850	
日立メディコ②	高-周波数	0~6	
	低-濃度	0~7	
	WL	1600~2200	
	WW	3500~3900	
フィリップス エレクトロニクス ジャパン①	Density (D)	15~17	
	Gamma (G)	40~45	
	NC (N)	00~03	
	DCE	00	
フィリップス エレクトロニクス ジャパン②	Density (D)	15~17	
	Gamma (G)	40~45	
	NC (N)	00~03	
	DC	40~45 (Gと同じ値)	
	CB	10~05	
富士フィルム①	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN (周波数ランク)	4	
	RE (周波数強調度)	0	
	CRF (鮮鋭度フィルター) ※直接変換型のみに適用	F	
富士フィルム②	GA (回転量)	0.9~1.0	
	GS (階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB (周波数ランク)	4/G	
	RE/MRE (周波数強調度)	0/0	
	CRF (鮮鋭度フィルター) ※直接変換型のみに適用	F	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

富士フイルム③	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.3	
	CRF(直接変換型のみに適用)	F	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B	
	DRE/MDE	0.0~0.6	

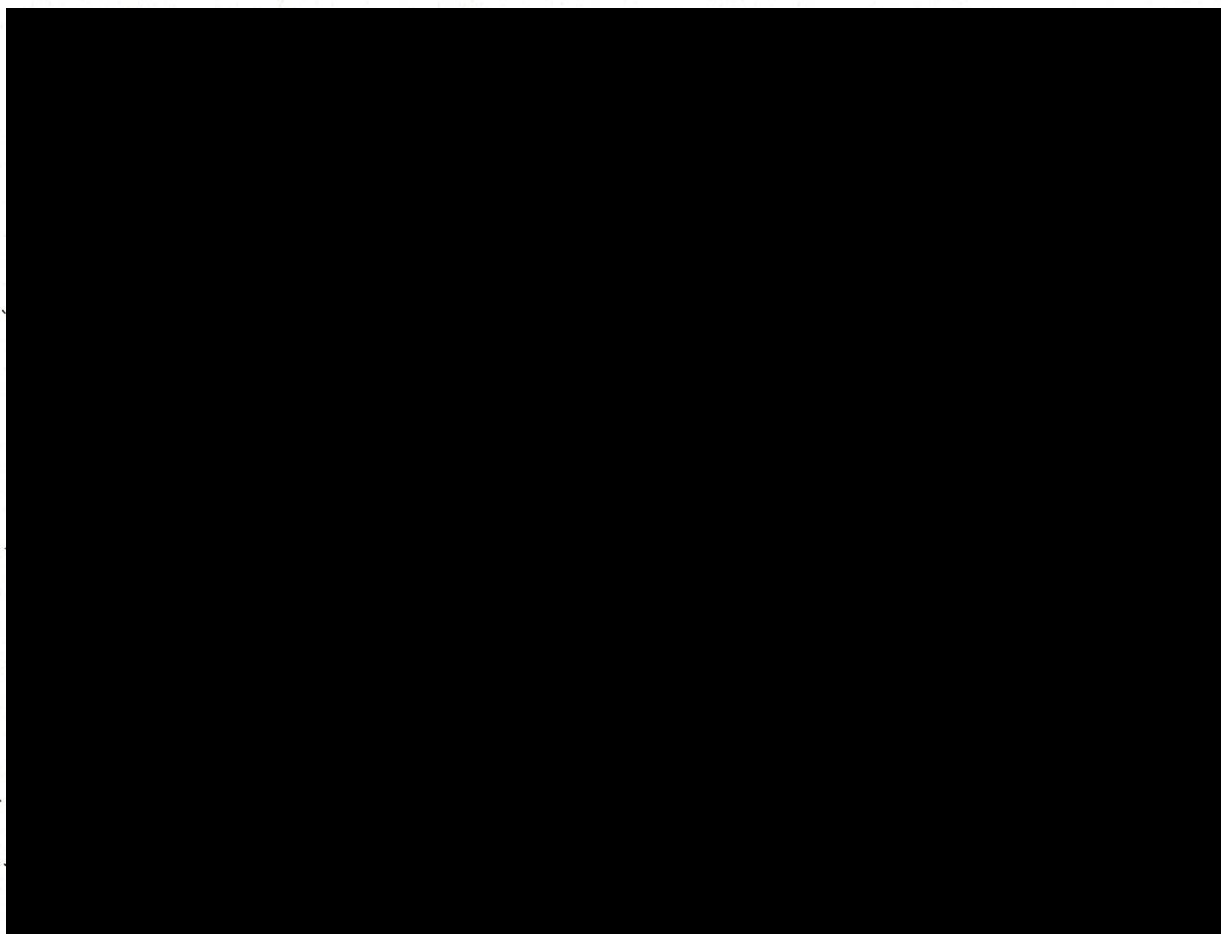
ダイトーマイテック	GS	-2~0	
	GR	-4~-1	
	E	0~2 (0 は表示無し)	
	DL	0, 500, 800 (0 は表示無し)	

ティーアンドエス	S(シャープネス)	-1~0	
	C(コントラスト)	0	
	B(ブライトネス)	-1~0	

確認日 (年 月 日)

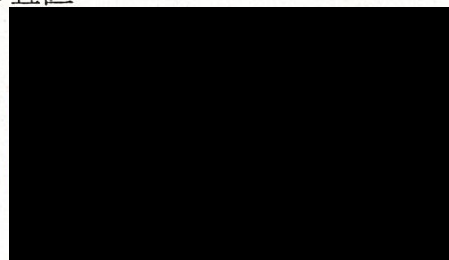
判定 ()

意見書



平成 年 月 日

地方じん肺診査医



じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下 余 白		管理1	P R ₀			要 否
		管理2	P R ₁	F (—)		
		管理3イ	P R ₂	F (+)		
		管理3ロ	P R ₃			
		管理4	P R ₄ (A, B) P R ₄ (C)	F (++)		
		管理1	P R ₀			要 否
		管理2	P R ₁	F (—)		
		管理3イ	P R ₂	F (+)		
		管理3ロ	P R ₃			
		管理4	P R ₄ (A, B) P R ₄ (C)	F (++)		

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書	
事業の種類	事業場の名称 事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数	
添付資料	1 エックス線写真 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 枚 3 その他の参考資料
規定に基づく申請の場合 じん肺法第十五条の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する 平成 年 月 日 事業者 職 氏 名
事業者への通知の諾否	
平成 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 電話 () 氏 名 労働局長 殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄は、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を申請者がその事業者の現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」の欄に代えて、署名することができる。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名		性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)									
住 所									

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	掲載 本文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計
------	-----	----	---------	------------

--	--	--	--	--

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名、年齢及び住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示			
		教示の内容	
④ じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料		枚 枚 枚
平成 年 月 日			
厚生労働大臣 殿		審査請求人氏名	

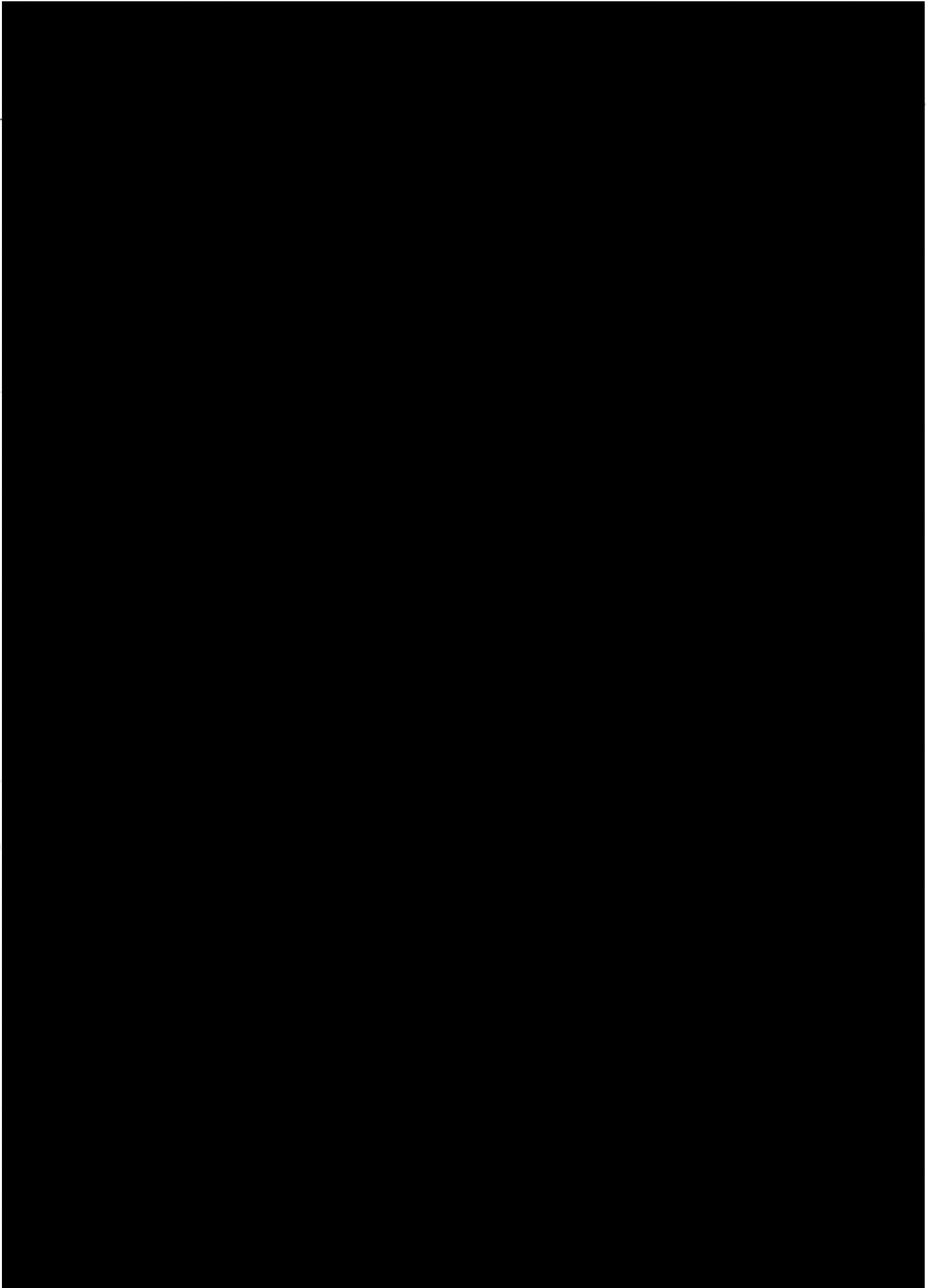
備 考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

欄の記入を要しないこと。



DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

() じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110～140[kV]	
焦点被写体間距離	180～200[cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺審査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6～2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件

メーカー	パラメータ	撮影表示条件	申請者の撮像表示条件
コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6～1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.0～0.50	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD4	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00～0.30	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00～0.50	
	LUT	THX-2	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

- PR₀ じん肺の所見がない。
- PR₁ エックス線写真の像が第1型である。
- PR₂ エックス線写真の像が第2型である。
- PR₃ エックス線写真の像が第3型である。
- PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの)である。
- PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの)である。
- F(−) じん肺による肺機能の障害がない。
- F(+) じん肺による肺機能の障害がある。
- F(++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類

事業場の名称

事業場の所在地

当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数

添付資料

1 エックス線写真

枚

2 じん肺健康診断の結果を証明する書面

枚

3 その他の参考資料

じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合

申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する() であることに相違ありません。

平成 年 月 日

職

事業者

氏名

事業者への通知の諾否

平成 年 月 日

郵便番号

所

電話

氏名

局長 殿

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報																
対象者氏名				性別		生年月日		年齢		電話番号						
(フリガナ)				健康管理手帳番号												
住所																
管理区分決定歴情報																
決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施通知書報告年月日	作業転換合意報告書報告年月日	作業転換指示年月日	再・追加検査物件提出命令年月日
粉じん作業歴情報																
事業場名				管轄局		業種		粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計				



審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所
審査請求に係る処分を受けた者の
氏名、年齢及び住所
審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした
都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

②審査請求の趣旨

③審査請求の理由

処分庁の教示

教示の内容

④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

資料添付

1 エックス線写真 枚

2 CT 写真 枚

平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿

審査請求人 氏名

じん肺健康診断結果証明書

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110～140[kV]	
焦点被写体間距離	180～200[cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺審査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6～2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件

メーカー	パラメータ	撮影表示条件	申請者の撮像表示条件
コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6～1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.0～0.50	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD4	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00～0.30	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00～0.50	
	LUT	THX-2	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 [] 年 [] 月 [] 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

平成 年 月 日
 労働基 第 号の

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出
(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出
(申請)] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
 第15条第3項において準用する同法第13条第2項
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		
		管理1	PR ₀	F (—)		要 否
		管理2	PR ₁	F (—)		
		管理3イ	PR ₂	F (+)		
		管理3ロ	PR ₃	F (++)		
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (++)		

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

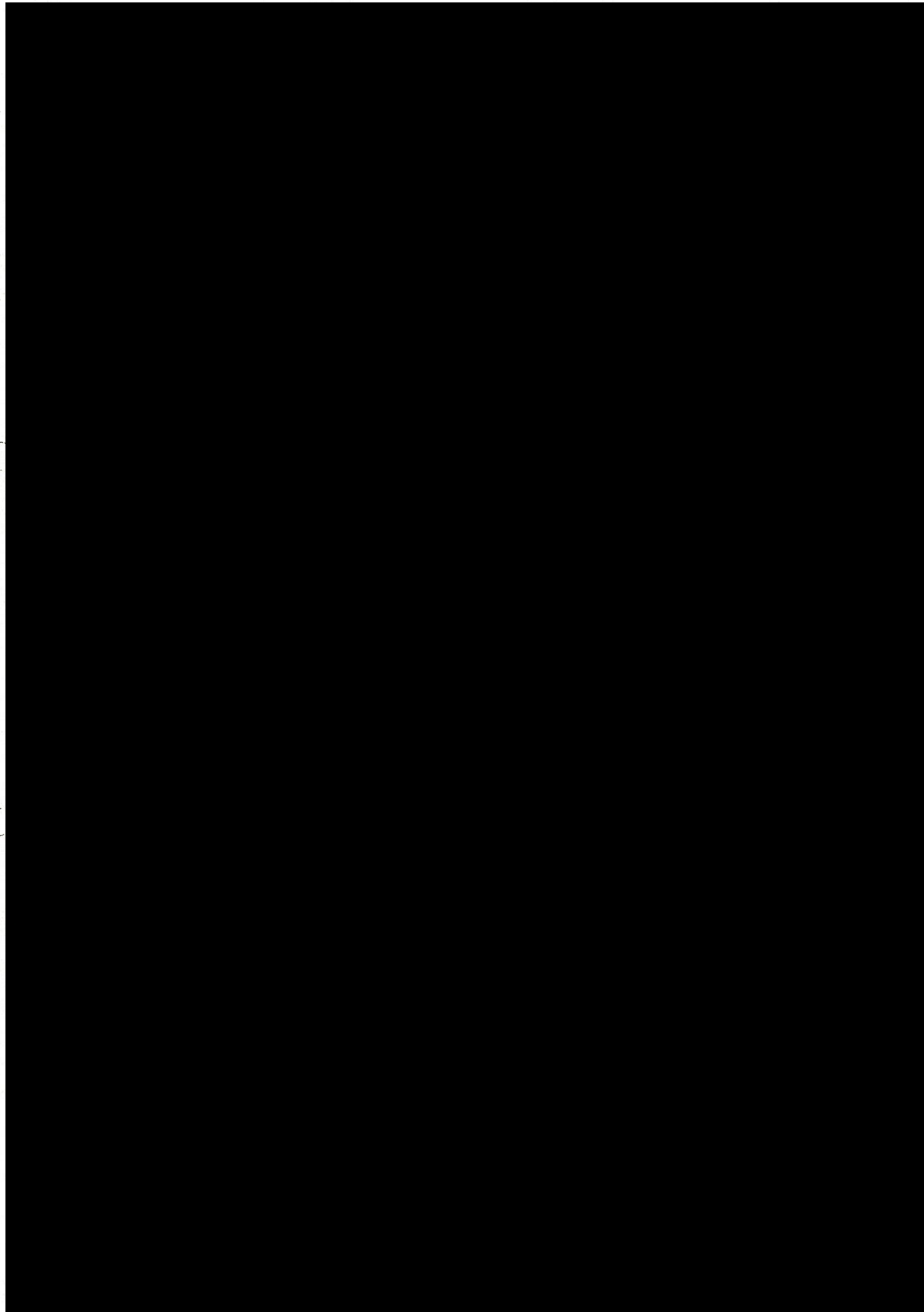
F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

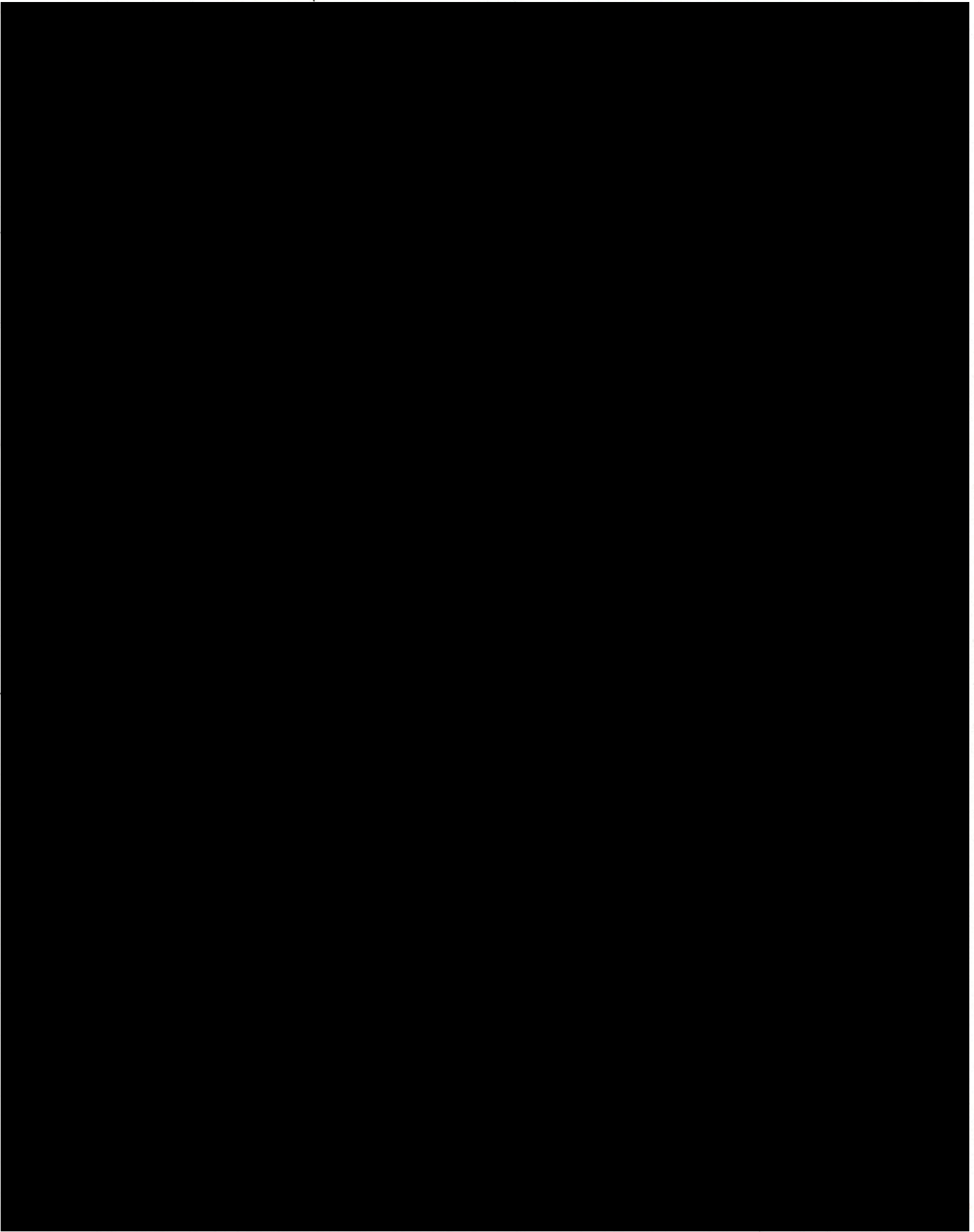
じん肺管理区分決定申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	枚 枚
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する() であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名	
事業者の通知の諾否		
平成 年 月 日		
郵便番号		
住所		
申請者		
氏 名		
電話		
氏 名		
労働局長 殿		

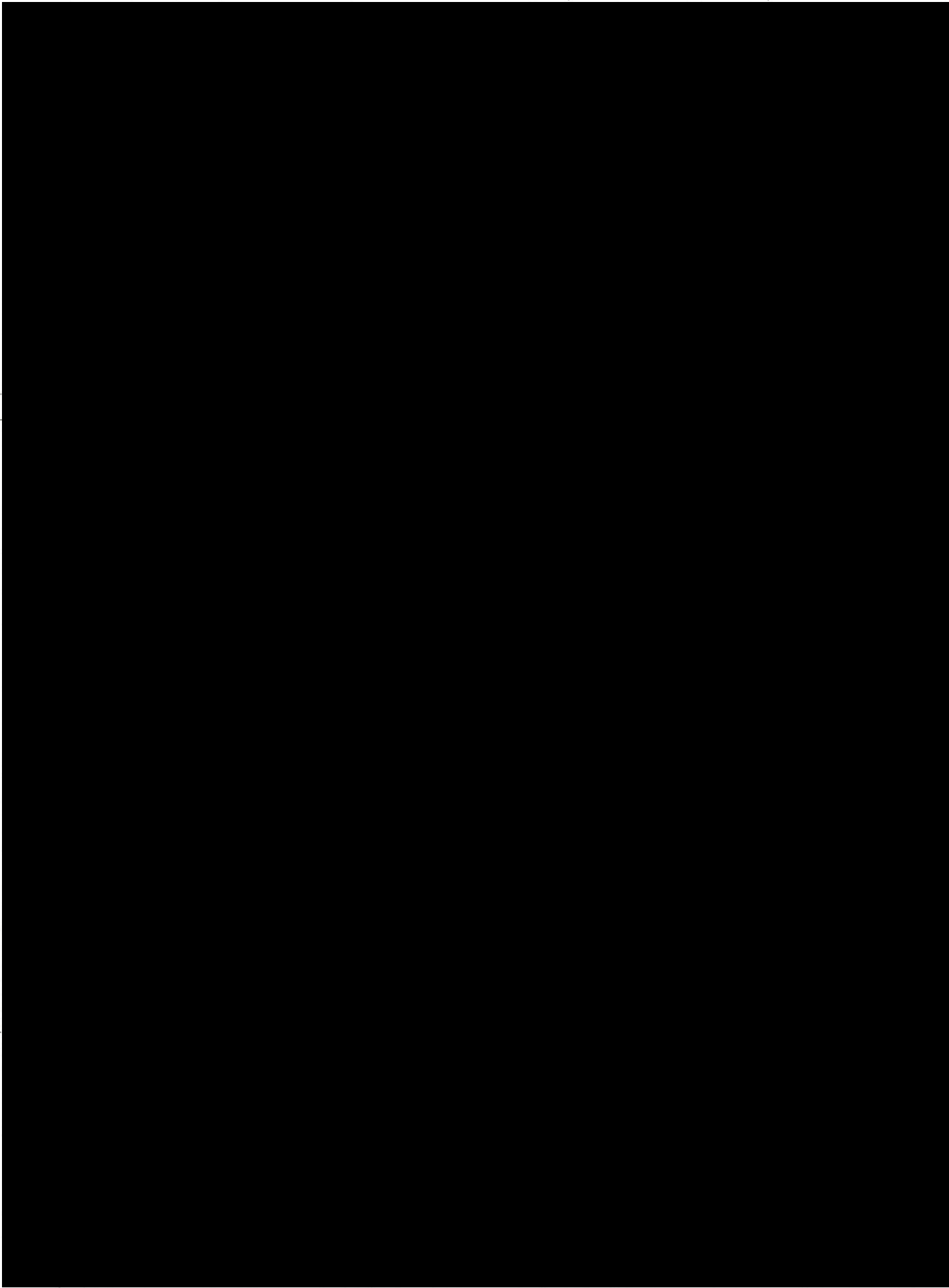
備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。









検索結果（個人情報）

総件数

個人情報	
対象者氏名	性別 生年月日 年齢 電話番号
(フリガナ)	健康管理手帳番号
住所	

管 理 区 分 決 定 歴 情 報																	
決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報			
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類 粉じん作業従事期間計



様式 11

審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の

氏名、年齢及び住所

審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした

都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

②審査請求の趣旨

③審査請求の理由

処分庁の教示

教示の内容

④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者
の氏名及び住所

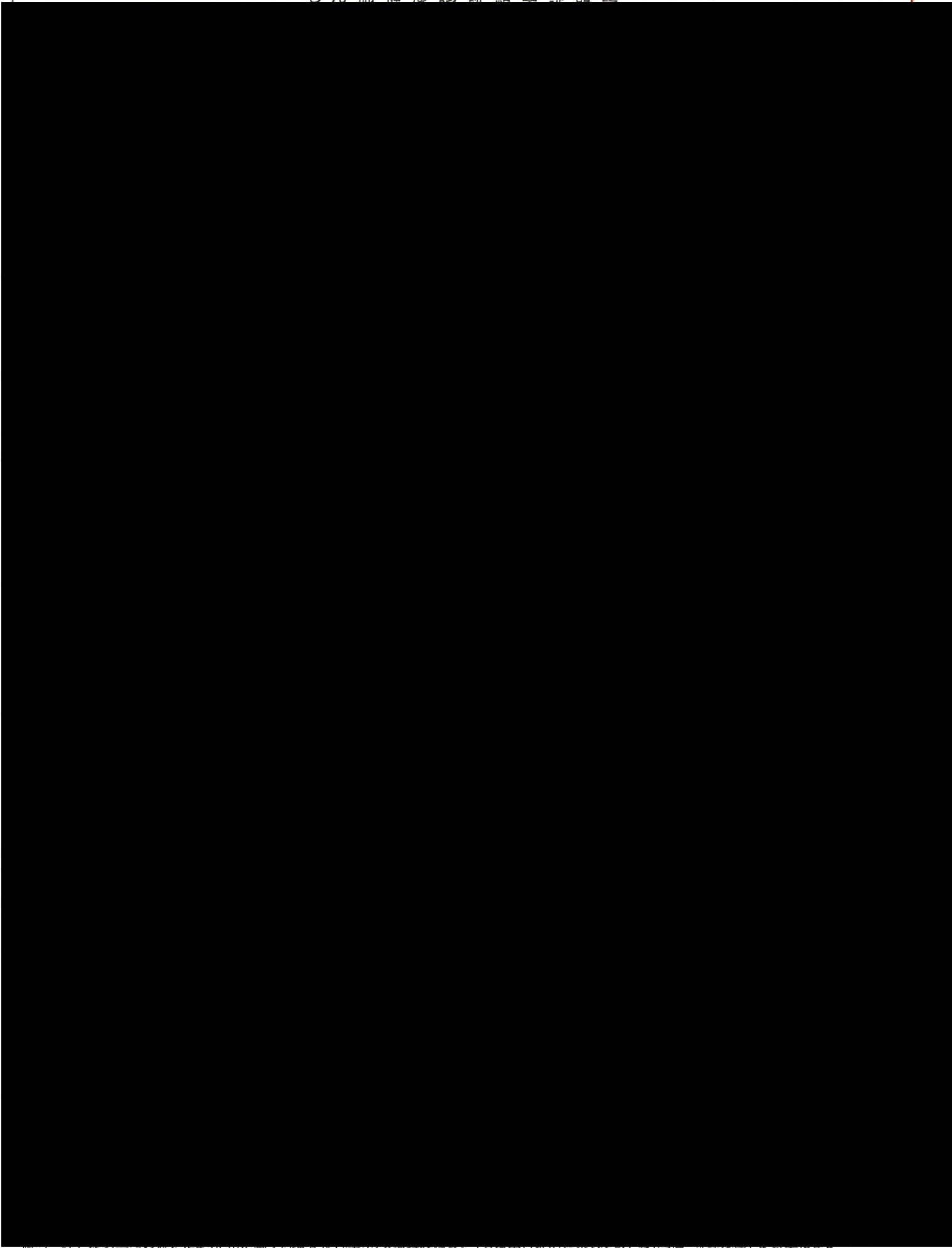
資料添付

1 エックス線写真 枚

2 CT 写真 枚

平成 年 月 日
厚生労働大臣 殿

審査請求人 氏名



第4条第2項の規定により免除に関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140[kV]	
焦点被写体間距離	180~200[cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺審査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件

メーカー	パラメータ	撮影表示条件	申請者の撮像表示条件
コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.0~0.50	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD4	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.50	
	LUT	THX-2	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

労働基準法第 第 号の
平成 年 月 日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局長

平成 年 月 日本職あて「提出申請」のあつたじん肺管理区分の決定に関する「提出申請」に基づき、

じん肺法 第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項 の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR0			要 否
		管理2	PR1	F (－)		
		管理3イ	PR2	F (＋)		
		管理3ロ	PR3			
		管理4	PR4(A, B) PR4(C)	F (++)		
		管理1	PR0			要 否
		管理2	PR1	F (－)		
		管理3イ	PR2	F (＋)		
		管理3ロ	PR3			
		管理4	PR4(A, B) PR4(C)	F (++)		

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (－) じん肺による肺機能の障害がない。

F (＋) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する([Redacted]) であることに相違ありません。 平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 [Redacted] 氏名 [Redacted]	
事業者への通知の諾否	[Redacted]	
平成 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日		
郵便番号([Redacted]) 住所 [Redacted] 申請者 [Redacted] 電話([Redacted]) 氏名 [Redacted]		
[Redacted] 働局長殿		

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報	
対象者氏名	性別 生年月日 年齢 電話番号
(7別ナ)	健康管理手帳番号
住 所	

管理区分決定歴情報																
決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P R	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉 じ ん 作 業 歴 情 報				
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計



審査請求書

① 審査請求人の氏名、
年齢及び住所

審査請求に係る処分を受けた者の

氏名、年齢及び住所

審査請求に係る処分

審査請求に係る処分をした

都道府県労働局長

審査請求に係る処分のあった年月日

審査請求に係る処分のあったことを
知った日

②審査請求の趣旨

③審査請求の理由

処分庁の教示

教示の内容

④じん肺法第 19 条第 5 項の利害関係者

の氏名及び住所

資

1 エックス線写真 枚

2 CT 写真 枚

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

審査請求人 氏名

じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

欄の記入を要しないこと。

DR(FPD)撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140[kV]	
焦点被写体間距離	180~200[cm]	
出力サイズ	ライフサイズ(半切または大角フィルム)	
撮影倍率	等倍撮影(縮小撮影は認めない)	
撮影条件表示	出力フィルムにメーカー毎画像処理条件が分かるように表示すること	
グリッド	限定しない(じん肺審査ハンドブックのグリッドの条件にも制約されない)	
空間分解能	限定しない	

画像処理条件(一般的表記)

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	マルチ周波数等処理を行わないこと	

メーカー毎画像処理条件

メーカー	パラメータ	撮影表示条件	申請者の撮像表示条件
コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.0~0.50	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD4	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.50	
	LUT	THX-2	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

意見書

じん肺診査の結果について下記のとおり意見を申し述べます。

平成 年 月 日

地方じん肺診査医

記

1. 申請者氏名

2. エックス写真撮影年月日

平成 年 月 日

3. エックス写真撮影番号

4. 判断理由等

労 発 基

第 号 の

平 成

年

月

日

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日 日本職あて [提出
(申請)] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出
(申請)] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併 症の 名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀			要 否
		管理2	PR ₁	F (－)		
		管理3イ	PR ₂	F (＋)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (＋＋)		
		管理1	PR ₀			要 否
		管理2	PR ₁	F (－)		
		管理3イ	PR ₂	F (＋)		
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)	F (＋＋)		

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (－) じん肺による肺機能の障害がない。

F (＋) じん肺による肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類

事業場の名称

事業場の所在地

当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数

添付資料

1 エックス線写真

枚

2 じん肺健康診断の結果を証明する書面

枚

3 その他の参考資料

じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合

申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第 2 条に定める粉じん作業に常時従事する() であることに相違ありません。

平成 年 月 日

職

事業者

氏 名

事業者への通知の諾否

平成 年 月 日

郵便番号

住 所

申請者

電 話

氏 名

労働局長 殿

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報	
対象者氏名 (フリガナ)	性別 生年月日 年齢 電話番号
住 所	健康管理手帳番号

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計

様式11

審査請求書

①審査請求人の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示	教示の内容		
④じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
送 付 資 料	1、エックス線写真		枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面		枚
	3、その他の参考資料		
平成 年 月 日		審査請求人 氏名	
		厚生労働大臣 田村憲久 殿	

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び主たる
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日

(年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が 120[kV]前後の時は格子比 12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比 14:1 とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数 3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を 1.6~2.0 程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0 周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm 以上) におけるレスポンスを 1.0~1.2 倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50 音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件				申請者の撮像表示条件
ケアストリームヘルス①	Density Shift	-0.3				
	Contrast Factor	1.6~1.8				
	Matrix Size	35~75				
	High Density Boost	0.05~0.1				
	Low Density Boost	0~0.05				
ケアストリームヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ（該当に○）
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア~エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7 である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コニカミノルタ②	肺野濃度 (H)	1.6~1.8	
	HE タイプ	HE-STANDARD2	
	HE 強調度 (低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE 強調度 (高濃度側強調)	0.00	
	HF タイプ	HF-STANDARD5	
	HF 強調度 (低濃度側強調)	0.00	
	HF 強調度 (高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDB	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

平成 年 月 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺
管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。

(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年 月 日)

(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年 月 日)

記

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項）
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ ている合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR ₀	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR ₁			
		管理3イ	PR ₂			
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			
		管理1	PR ₀	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR ₁			
		管理3イ	PR ₂			
		管理3ロ	PR ₃			
		管理4	PR ₄ (A, B) PR ₄ (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の場合 申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する	() であることを相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏 名	
事業者への通知の諸否	平成 年 月 日 郵便番号 住 所 申請者 氏 名 局長 殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諸否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諸否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

じん肺健康管理台帳

労働局

整理番号	氏 名
	生年月日

住 所	TEL

粉 じ ん 事業場名	所在地

じん肺診査経過 処理簿番号	決 定 年月日	申請区分	粉じん作 業 号 別	経験年数	じ ん 肺 管 理 区 分	じん肺健康診断の結果			療養の 要 否	症 状 確 認 日
						エックス線 写 真 の 像	肺機能の障害	かかっている 合併症の名称		
	・ ・	12.15.16		年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	PR0 PR4(A.B) PR1 PR4(C) PR2 PR3	F(-) F(+) F(++)		要 否	
	・ ・	12.15.16		年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	RR0 PR4(A.B) PR1 PR4(C) PR2 PR3	F(-) F(+) F(++)		要 否	
	・ ・	12.15.16		年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	PR0 PR4(A.B) PR1 PR4(C) PR2 PR3	F(-) F(+) F(++)		要 否	

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報																	
対象者氏名				性別		生年月日		年齢		電話番号							
(フリガナ)						健康管理手帳番号											
住所																	
管理区分決定歴情報																	
決定年月日	受付番号	決定局	根拠条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日
粉じん作業歴情報																	
事業場名				管轄局		業種				粉じん作業種類				粉じん作業従事期間計			

審 査 請 求 書

① 審査請求人の氏名、年齢及び住所		
審査請求に係る処分を受けた者の 氏 名 、 年 齢 及 び 住 所		
審 査 請 求 に 係 る 処 分		
審査請求に係る処分をした 都 道 府 県 労 働 局 長		
審査請求に係る処分のあった年月日		
審査請求に係る処分のあったこと を 知 っ た 年 月 日		
② 審 査 請 求 の 趣 旨		
③ 審 査 請 求 の 理 由		
処 分 庁 の 教 示		
④ じん肺法第19条第5項の利害関 係 者 の 氏 名 及 び 住 所		教示の内容
添付資料	1. エックス線写真 2. じん肺健康診断の結果を証明する書面 3. その他の参考資料	枚 枚
平成 年 月 日		
厚生労働大臣 殿		審査請求人氏名

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



じん肺健康診断結果証明書

[Redacted content]

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しない。

CR各種条件確認表

平成 年 月 日撮影の受診者 () に係るエックス線写真については下記のとおりです。

健康診断実施機関の名称

担当者の職氏名

1 エックス線写真の区分

←該当するものを囲む

2 CR写真の場合の各種条件

撮影条件		審査受付条件	受診者の条件
撮影条件	電圧 [kV]	110～140	
	焦点被写体間距離 [cm]	180～200	
装置等	(1)グリッド		
	高密度グリッド使用で撮影電圧が120 [kV] 前後の場合	格子比12:1	
	上記以上の撮影電圧の場合	格子比14:1	
	(2)空間分解能、(画素数) フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合、イメージングプレート読み取り画素数 [pixel]	3500×3500以上	
画像処理条件			
階調処理	肺野部の最高濃度	1.6～2.0程度	
	中央陰影の濃度	0.15～0.25程度	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波数成分(0.2 cycle/mm以上)におけるレスポンス	1.0～1.2倍程度 (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、上記範囲内であること。)	
その他			
富士写真フィルム株式会社	回転量 (GA)	0.9～1.0	
	階調シフト (GS)	-0.2～-0.1	
	周波数強調度 (RE)	0.0～0.2	
	周波数ランク (RN)	4	
コニカ株式会社	肺野濃度	1.6～1.8	
	強調度	0.1～0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	
コダック株式会社	Density Shift	-0.3	
	Contrast Factor	1.6～1.8	
	Matrix Size	35～75	
	High Density Boost	0.05～0.1	
	Low Density Boost	0.00～0.05	

↑
本枠内該当箇所にデータを記入

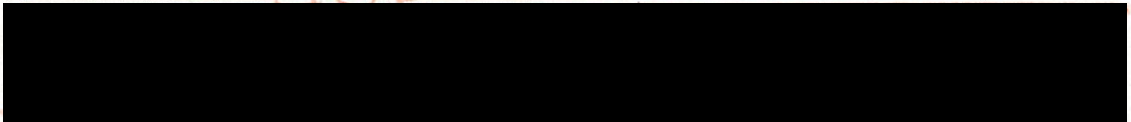
意見書

氏 名 [redacted]
生 年 月 昭和 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

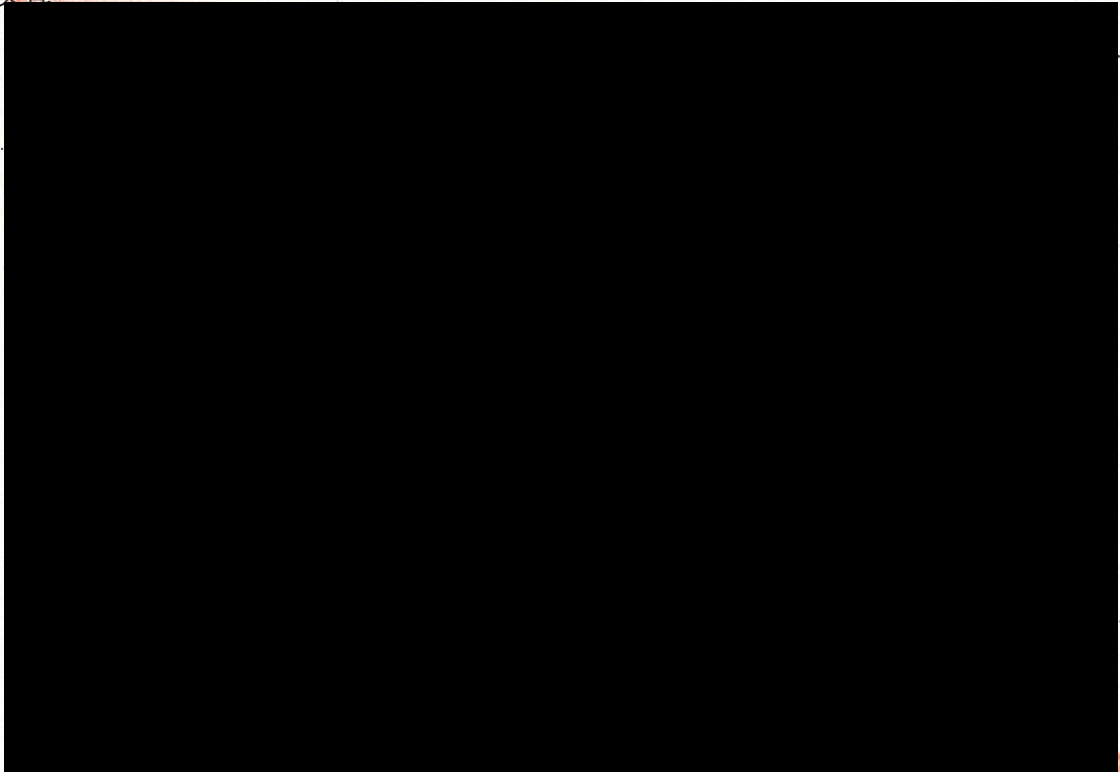
エックス線写真による検査(平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日に撮影したエックス線写真1枚)



胸部に関する臨床検査(平成26年4月17日実施)

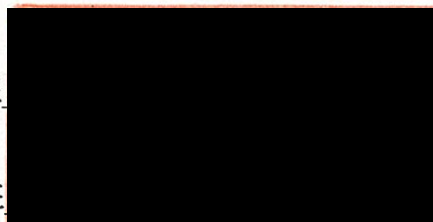


肺機能検査



平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
[redacted] 労働局地方じん肺診査医

平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日
[redacted] 労働局地方じん肺診査医



じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [提出申請] に基づき、

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）
第15条第3項において準用する同法第13条第2項
第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			
			じん肺健康診断の結果			療養 の 要 否
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかっ てい る合 併 症の 名称	
以 下	余 白	管 理 1	P R 0	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否
		管 理 2	P R 1			
		管 理 3 イ	P R 2			
		管 理 3 ロ	P R 3			
		管 理 3	P R 4 (A, B)			
		管 理 4	P R 4 (C)			
		管 理 1	P R 0	F (－) F (＋) F (＋＋)		要 否
		管 理 2	P R 1			
		管 理 3 イ	P R 2			
		管 理 3 ロ	P R 3			
		管 理 3	P R 4 (A, B)			
		管 理 4	P R 4 (C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (－) じん肺による肺機能の障害がない。

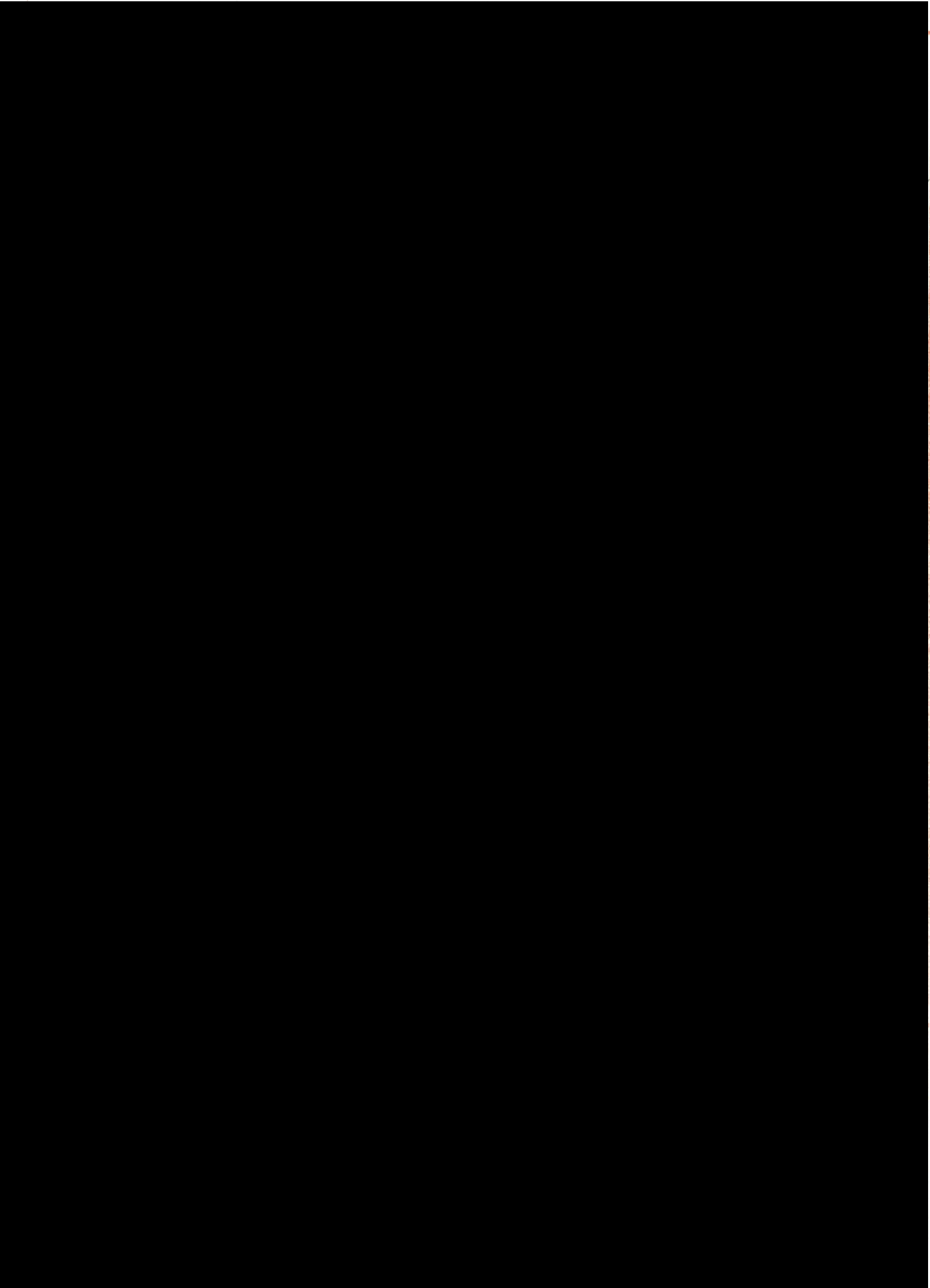
F (＋) じん肺による肺機能の障害がある。

F (＋＋) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
[Redacted]		
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数 [Redacted]		
添付資料	1 エックス線写真 [Redacted] 枚 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 [Redacted] 枚 3 その他の参考資料 [Redacted]	
基づく申請の場合 じん肺法第十五条の規定に	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する [Redacted] であることに相違ありません。 [Redacted] 年 [Redacted] 月 [Redacted] 日 職 [Redacted] 事業者 氏名 [Redacted]	
事業者への 通知の諾否	[Redacted]	
[Redacted] 日 郵便番号 [Redacted] 電話 [Redacted] 住所 [Redacted] 申請者 氏名 [Redacted] [Redacted] 長 殿		

- 備考 1 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には記入しないこと。
- 4 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」印することに代えて、署名することができる。



検索結果（個人情報）

総件数

個 人 情 報												
対象者氏名					性別		生年月日		年齢		電話番号	
(フリガナ)					健康管理手帳番号							
住 所												

管 理 区 分 決 定 歴 情 報																	
決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	P	R	F	合併症	症状確認日	勧奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉 じ ん 作 業 歴 情 報			
事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類
			粉じん作業従事期間計

審査請求書

①審査請求人の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分を受けた者の氏名・年齢・住所			
審査請求に係る処分			
審査請求に係る処分をした都道府県労働局長			
審査請求に係る処分のあった年月日			
審査請求に係る処分のあったことを知った年月日			
② 審査請求の趣旨			
③ 審査請求の理由			
処分庁の教示			
		教示の内容	
④じん肺法第19条第5項の利害関係者の氏名及び住所			
送 付 資 料	1、エックス線写真		枚
	2、じん肺健康診断の結果を証明する書面		枚
	3、その他の参考資料		
平成 年 月 日		審査請求人	氏名
		厚生労働大臣	田村憲久 殿

備考

- ①及び④の欄は、法人その他の団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地を記入する。
- ②及び③の欄は、具体的かつ簡潔に記入すること。



備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

CR 撮像表示条件確認表

申請者名

撮影日 (年 月 日)

比較読影に用いた写真(いずれかに○)

- () じん肺標準エックス線写真集(平成23年3月)電子媒体版
 () じん肺標準エックス線フィルム(昭和53年)

撮影条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
電圧	110~140 [kV]	
焦点被写体間距離	180~200 [cm]	
グリッド	高密度グリッド使用で撮影電圧が120[kV]前後の時は格子比12:1 上記以上の撮影電圧の時は格子比14:1とすること	
空間分解能(画素数)	フィルムサイズがフルサイズ(半切)の場合 イメージングプレート読み取り画素数3500×3500 [pixel] 以上とすること	

画像処理条件

	審査受付条件	申請者の撮像表示条件
階調処理	肺野部の最高濃度を1.6~2.0程度とすること	
周波数処理	低空間周波数(0周波数)成分に対して高周波成分(0.2cycle/mm以上) におけるレスポンスを1.0~1.2倍程度とすること (なお、濃度に応じて周波数応答を変化させる場合であっても、 上記範囲内であること。)	

メーカー毎画像処理条件(50音順)

メーカー	パラメータ	撮像表示条件				申請者の撮像表示条件
ケアストリームヘルス①	Density Shift	-0.3				
	Contrast Factor	1.6～1.8				
	Matrix Size	35～75				
	High Density Boost	0.05～0.1				
	Low Density Boost	0～0.05				
ケアストリームヘルス②	※	ア	イ	ウ	エ	ア・イ・ウ・エ（該当に○）
	Brightness	6	6	6	7	
	Latitude	-4	-4	-6	-5	
	Detail Contrast	-7	-8	-6	-6	

※ア～エいずれかの条件を満たす必要がある。例えばアの条件の場合、Brightness 6、Latitude -4、Detail Contrast -7である必要がある。

コニカミノルタ①	肺野濃度	1.6~1.8	
	強調度	0.1~0.3	
	マスクサイズ	7	
	LUT	THX-2	

コニカミノルタ②	肺野濃度(H)	1.6~1.8	
	HEタイプ	HE-STANDARD2	
	HE強調度(低濃度側強調)	0.00~0.30	
	HE強調度(高濃度側強調)	0.00	
	HFタイプ	HF-STANDARD5	
	HF強調度(低濃度側強調)	0.00	
	HF強調度(高濃度側強調)	0.00~0.30	
	LUT	THX-2	

メーカー	パラメータ	撮像表示条件	申請者の撮像表示条件
富士フイルム①	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN(周波数ランク)	4	
	RE(周波数強調度)	0.0~0.2	
富士フイルム②	GA(回転量)	0.9~1.0	
	GS(階調シフト)	-0.2~-0.1	
	RN/MRB(周波数ランク)	4/C	
	RE/MRE(周波数強調度)	0.0~0.2/0	
	DRN/MDR	2/A	
	DRT/MDT	B/B	
	DRE/MDE	0.0~0.6/0.0~0.6	

確認日 (年 月 日)

判定 ()

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

地方じん肺診査医

氏 名

氏 名

意見書の提出について

平成 年 月 日に決定を行った (昭和 年 月 日生) に係るじん肺
管理区分について、下記のとおり意見を申し述べます。
(診査に用いられたX写真等の撮影年月日 平成 年
(診査に用いられた肺機能検査年月日 平成 年

記

じん肺管理区分決定通知書

殿

労働局

平成 年 月 日本職あて [提出申請] のあつたじん肺管理区分の決定に関する [申請]

じん肺法 [第13条第2項（同法第16条の2第2項において準用する場合を含む。）]
 [第15条第3項において準用する同法第13条第2項]
 第16条第2項において準用する同法第13条第2項] の規定により下記のとおり

じん肺管理区分を決定したので通知します。

なお、この決定について不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定のあつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

また、この決定に対する取消訴訟は、この審査請求についての裁決を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（裁決があつた日から1年を経過した場合を除きます。）。

なお、決定の取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②決定、決定の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで提起することができます。

記

氏 名	住 所	じん肺 管 理 区 分	備 考			療養 の 要 否
			じん肺健康診断の結果			
			エックス線 写真の像	肺機能 の障害	かかつて いる合併 症の名称	
以 下	余 白	管理1	PR0	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR1			
		管理3イ	PR2			
		管理3ロ	PR3			
		管理4	PR4(A, B) PR4(C)			
		管理1	PR0	F (—) F (+) F (++)		要 否
		管理2	PR1			
		管理3イ	PR2			
		管理3ロ	PR3			
		管理4	PR4(A, B) PR4(C)			

備考 「じん肺健康診断の結果」の欄の記号は、それぞれ次の意味を表すものであること。

PR₀ じん肺の所見がない。

PR₁ エックス線写真の像が第1型である。

PR₂ エックス線写真の像が第2型である。

PR₃ エックス線写真の像が第3型である。

PR₄ (A, B) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のもの）である。

PR₄ (C) エックス線写真の像が第4型（じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1を超えるもの）である。

F (—) じん肺による肺機能の障害がない。

F (+) じん肺による肺機能の障害がある。

F (++) じん肺による著しい肺機能の障害がある。

じん肺管理区分決定申請書

事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
当該申請に係るじん肺管理区分決定対象者数		
添付資料	1 エックス線写真 2 じん肺健康診断の結果を証明する書面 3 その他の参考資料	
じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合	申請者は、上記事業場において、じん肺法施行規則第2条に定める粉じん作業に常時従事する（ ）であることに相違ありません。 平成 年 月 日 職 事業者 氏名	
事業者への通知の諾否		
平成 年 月 日		
	郵便番号	
	住所	
	申請者	
	氏名	
	電話	
	氏名	
	局長殿	

備考

- 「事業の種類」、「事業場の名称」及び「事業場の所在地」の欄は、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者である場合は、その所属事業場について、申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合は、常時粉じん作業に従事した最終の事業場について記入すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 申請者が常時粉じん作業に従事する労働者であった者である場合には、「事業者への通知の諾否」の欄に、事業者証明を行った事業者あてにじん肺管理区分決定結果を通知することの諾否を記入すること。ただし、申請者がその事業者に現に使用されている労働者である場合には、記入しないこと。
- 「じん肺法第十五条の規定に基づく申請の場合」の欄の「事業者」及び「申請者」は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

勤務期間	職種	事業所名 元請会社名 下請会社名	申立て人本人がした作業内容。できるだけ具体的に	振動工具の使用状況				いままでにかかった病気やけが	検査の有無 年月日 病院名	しびれ、痛みなどの自覚症状の発現時期とそれ、治療したときは病院名
				勤一務月日平均数均	使用した振動工具	一日平均使用時間	一月平均使用日数			

200 年 月 日 _____ 労働基準監督署長殿

以上のとおり相違ありません

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※全ての職歴を記入のこと

勤務期間	職種	元請会社名 下請会社名	申立て人本人 容。できるだけ具体的に	作業内容	振動工具の使用状況				いままでにかかった病気やけが	振動病 検診の有無 年月日 病院名	しびれ、痛みなどの自覚症状の発現時期と 態、治療したときは病院名
					使用した 振動工 具	一日平均 使用時間	一月平均 使用日数	振動 業務従事 年数			

200 年 月 日

労働基準監督署長殿

以上のとおり相違ありません

住 所

氏 名

電話番号

※全ての職歴を記入のこと

(別添) じん肺健康診断における肺機能検査評価等

新たに追加された指標等

	氏名	性別	身長(m)	年齢(歳)	肺機能検査(1次検査)							肺機能検査(2次検査)				喫煙歴	
					1秒量予測値(l)①	肺活量予測値(l)②	肺活量(l)③	努力肺活量(l)④	1秒量(l)⑤	1秒率(%)⑥	%1秒量(%)⑦	%肺活量(%)⑧	酸素分圧(Torr)⑨	炭酸ガス分圧(Torr)⑩	肺動脈血酸素分圧較差(Torr)⑪		AaDO2限界値表より
	〇〇〇		〇. 〇〇	〇〇	【男性】 $0.036 \times \text{身長(cm)} - 0.028 \times \text{年齢} - 1.178$ (L) 【女性】 $0.022 \times \text{身長(cm)} - 0.022 \times \text{年齢} - 0.005$ (L)	【男性】 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢} - 2.258$ (L) 【女性】 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢} - 1.178$ (L)	(実測値)	(実測値)	(実測値)	$\text{⑤}/\text{④} \times 100$	$\text{⑤}/\text{①} \times 100$	$\text{③}/\text{②} \times 100$	(実測値)	(実測値)	$150 - \text{⑩}/0.83 - \text{⑨}$	AaDO2限界値表より	なし、やめた、吸って 〇本/日×〇年 (〇～〇歳)
1																	
2																	
3																	
4																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている
5																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている
6																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている
7																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている
8																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている
9																	なし、やめた 本/日× (歳～歳),吸っている

年



じん肺健康管理台帳

労働局

TEL

整理番号

氏 名

生年月日

住 所

粉 じ ん

事業場名

所在地

じん肺診断経過 処理簿番号		決定 年月日	申請区分	粉じん作 業号別	経験年数	管 理 区 分	じん肺健康診断の結果		かかっている 合併症の名称	療養の 要 否	症 状 確 認 日
							エックス線 写 真 の 像	肺機能の障害			
		12.15.16			年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	PR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(++)		要 否	
		12.15.16			年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	RR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(++)		要 否	
		12.15.16			年 月	管理1 管理2 管理3 イ 管理3 ロ 管理4	PR ₀ PR ₄ (A.B) PR ₁ PR ₄ (C) PR ₂ PR ₃	F(-) F(+) F(++)		要 否	

検索結果（個人情報）

総件数

個人情報

対象者氏名

性別

生年月日

年齢

電話番号

(フリガナ)

健康管理手帳番号

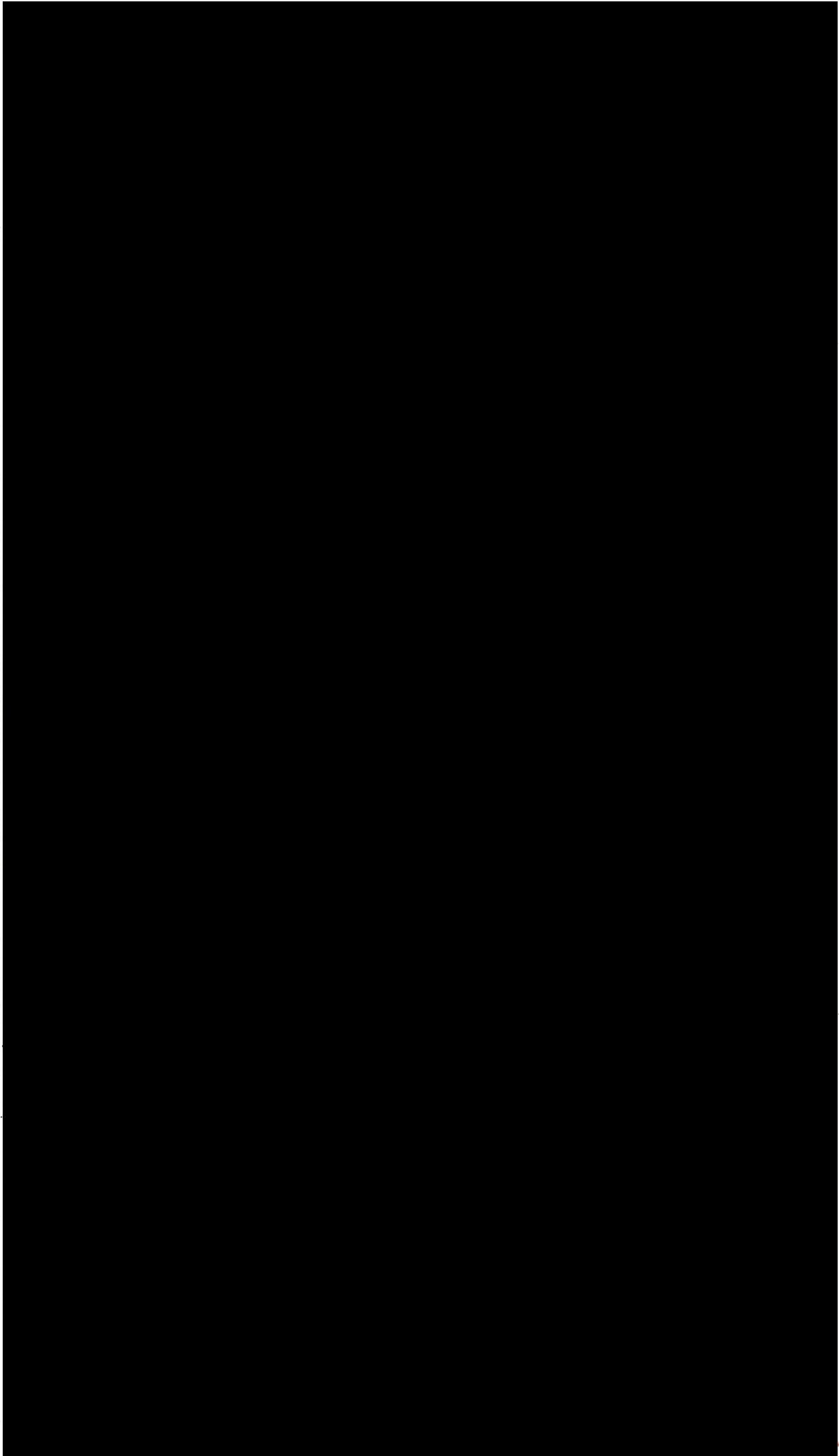
住所

管理区分決定歴情報

決定年月日	受付番号	決定局	根拠 条文	健康診断実施機関	管理区分	PR	P	合併症	症状確認日	励奨・ 促進の別	指導年月日	作業転換年月日	作業転換実施 通知書報告年月日	作業転換合意 報告書報告年月日	作業転換 指示年月日	再・追加検査物件 提出命令年月日

粉じん作業歴情報

事業場名	管轄局	業種	粉じん作業種類	粉じん作業従事期間計



作業職歴

事業場名	作業内容	期間	年数

連絡先

様式第1号（本文3関係）

船員健康管理手帳交付申請書

（ふりがな） 氏名	性別
生年月日	
住所	
本籍地	

「船員に係る健康管理手帳制度について（平成21年12月17日付け国海運第133号、基安労発1217第4号）」の2に基づく船員健康管理手帳を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

平成 年 月 日

申請者

国土交通省海事局船員政策課長 殿

備考

- 1 「船員に係る健康管理手帳制度について（平成21年12月17日付け国海運第133号、基安労発1217第4号）」の3の書類を添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

備考 第十条第二項の規定によりたんに関する検査及びエックス線特殊撮影による検査以外の検査を省略したときは、当該省略した検査に係る欄の記入を要しないこと。

従事歴証明書(船舶所有者記載用)

ふりがな		
被証明者氏名		
雇用年月日		離職年月日
① 主な業務内容		
② 被証明者の石綿にかかる具体的な業務内容		
③ ②に記載された業務に該当する右記の業務の種類に○を1つ付けてください。		
④ ②に記載された業務への従事期間		
⑤ ④に記載された従事期間における②に記載された業務の頻度		
⑥ ④に記載された従事期間における石綿健康診断の実施状況		
⑦ 備考欄 (貴名称が合併・分社化等により変更されている場合は、沿革等を記載してください。)		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

住所

従事歴申告書(船員健康管理手帳交付申請書添付用)

ふりがな		性別	生年月日
申告者氏名			

船舶名	総トン数	用途	主機の種類	職名	乗船年月日	下船年月日	石綿取り扱い 作業の有・無
-----	------	----	-------	----	-------	-------	------------------

上記の通り相違ありません。

平成 年 月 日

申告者

住所
氏名